

議案第20号

第2次多可町総合計画後期基本計画の策定について

第2次多可町総合計画後期基本計画の策定について、多可町議会基本条例（平成24年多可町条例第23号）第10条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

第2次多可町総合計画

後期基本計画 2022▶2026

(案)

多可町

第2次 多可町総合計画 後期基本計画 [2022▶2026]

目次

| | |
|--|-----------|
| 序 章 後期基本計画の考え方 | 1 |
| 1 後期基本計画の目的と位置づけ..... | 2 |
| 2 前期基本計画のふりかえり | 3 |
| 3 社会潮流と基本課題..... | 14 |
| 4 まちづくりの重点プロジェクト..... | 16 |
| 5 後期基本計画の見方と体系 | 19 |
| 基本目標1 まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち | 21 |
| 施策1 森林環境の保全を推進する..... | 22 |
| 施策2 美しい田園景観の保全を推進する | 24 |
| 施策3 きれいな川を維持する | 25 |
| 施策4 環境意識の高いまちをめざす..... | 26 |
| 基本目標2 安全・安心・快適を実感できるまち | 29 |
| 施策5 おいしい水を安定して飲める環境を整備する | 30 |
| 施策6 下水道の適切な維持管理を図る | 31 |
| 施策7 安心して住み続けるための住環境をつくる..... | 32 |
| 施策8 まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する | 34 |
| 施策9 交流と経済を支える幹線道路を整備する | 36 |
| 施策10 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する..... | 37 |
| 施策11 災害に強いまちづくりを推進する..... | 38 |
| 施策12 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する | 40 |
| 基本目標3 働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち | 43 |
| 施策13 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす | 44 |
| 施策14 継続的な創業・起業を支援する..... | 45 |
| 施策15 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる..... | 46 |
| 施策16 収益のある農業の振興を図る | 48 |
| 施策17 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る..... | 50 |
| 施策18 まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る | 51 |
| 施策19 地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る | 52 |
| 施策20 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる..... | 53 |

| | |
|--|-----------|
| 基本目標 4 地域主体で支え合い、助け合う 健康で人にやさしいまち | 55 |
| 施策 21 住民主体の健康づくりを推進する | 56 |
| 施策 22 食育をさらに推進する | 58 |
| 施策 23 健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する | 60 |
| 施策 24 ともに生きる障がい者福祉を充実する | 62 |
| 施策 25 安心できる地域医療体制を確保する | 64 |
| 施策 26 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する | 65 |
| 基本目標 5 子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち | 67 |
| 施策 27 子育て世代への支援を推進する | 68 |
| 施策 28 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる | 70 |
| 施策 29 生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する | 74 |
| 施策 30 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する | 76 |
| 施策 31 文化と伝統に息づいたまちをつくる | 77 |
| 基本目標 6 協働による自主自立のまち | 79 |
| 施策 32 人権尊重のまちをつくる | 80 |
| 施策 33 住民主体の協働のまちづくりを推進する | 82 |
| 施策 34 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する | 84 |
| 施策 35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する | 85 |
| 施策 36 効率的・効果的な行政経営を推進する | 86 |
| 施策 37 効果的な広域連携を推進する | 88 |

序 章 後期基本計画の考え方

1 後期基本計画の目的と位置づけ

総合計画とは、将来のまちづくりの目標像と、その実現のために求められる自助・共助・公助の取組方針を示すもので、本町のまちづくりの指針となるものです。

本町では、令和 8（2026）年度を目標年とした、第 2 次多可町総合計画を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。この総合計画は「天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可 ～人がたからのまち きらり輝くまち～」をまちづくりの基本理念として、本町の将来像、まちづくりの基本理念、政策を内容とする長期の計画である「基本構想」と、将来像を実現するための手段（施策）で構成する「基本計画」、施策を計画的に進めるための事務事業を掲げた短期的な計画である「実施計画」で構成されています。

総合計画の構成



第 2 次多可町総合計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 ケ年としており、このたび基本構想の計画期間が、中間年度を迎えたことから、基本構想で示した方針の達成に向けた取組を推進するため、後期基本計画を策定しました。

後期基本計画では、前期基本計画の成果と課題を踏まえ、これまでの 5 年間の社会・経済状況等の変化をもとに、施策内容について見直しを行いました。後期基本計画の計画期間は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間です。

本計画書では、見直しを行った基本計画を示しています。

総合計画の期間

| 年度 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------|--------|-----|----|----|----|--------|----|----|----|----|
| 総合計画 | 基本構想 | | | | | | | | | |
| | 前期基本計画 | | | | | 後期基本計画 | | | | |

2 前期基本計画のふりかえり

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の成果を点検・評価し、後期基本計画に引き継ぐべき課題や取組を見極めることが重要です。

この章では、「前期基本計画のふりかえり」として、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までのまちづくりにおいて、「達成できたこと」を中心に前期基本計画の成果を示すとともに、前期基本計画期間中の「めざそう値」の実績を掲載します。

なお、「めざそう値」の目標値は、第 2 次多可町総合計画完了年度である令和 8 年度を基準としています。

政策 1 水と緑の保全

◎施策 1 森林環境の保全を推進する

- ・森林整備面積の拡大により低コストで効率的な原木供給体制、多面的機能を持つ森林の整備を進めています。
- ・鳥獣防止柵を国の鳥獣被害防止総合対策事業と辺地対策事業を活用し 5 ヶ年で 48km 整備しました。これにより野生動物の被害防止とともに、野生動物の生息地となる森林の保全・再生を進めました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 森林整備面積 | ha/年 | 210 | 250 | 193 | 154 | 415 | 287 | 269 |
| 集落防護柵整備延長 | km | 115 | 200 | 124 | 137 | 149 | 156 | 163 |

◎施策 2 美しい田園景観の保全を推進する

- ・集落からの要望に基づき、県との連携で農業生産基盤と農山村生活の環境整備を進めました。
- ・農業委員会による農地パトロール、ラベンダー栽培活動支援、「多可町水田フル活用ビジョン」による耕作放棄地対策、集落等の単位を対象とした農用地の維持・管理への支援、遊休農地の果樹園転換や特産振興作物栽培農業者に対する補助金交付等の様々な取組によって、遊休農地、耕作放棄地の対策を進めました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 耕作放棄地率 | % | 1.8 | 1.0 | 1.6 | 2.6 | 2.6 | 2.4 | 0.8 |

◎施策 3 きれいな川を維持する

- ・河川清掃活動に取り組む集落数は目標集落数に到達していませんが、当初の 56 集落を維持しており、河川堤防等の草刈りを実施しています。
- ・町内の河川の水質の状況等を確認するため、水質汚濁防止法に基づき、水質検査を 6 月と 9 月に（年 4 回で 1 回 15 所検査）実施しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 河川清掃活動に取り組む集落数 | 集落 | 56 | 62 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |

政策2 環境保全意識の向上

◎施策4 環境意識の高いまちをめざす

- ・ごみの減量化の推進において、町内全集落に啓発用 DVD を配布しました。
- ・ごみの不法投棄対策において、対策が必要な箇所に不法投棄防止看板を設置しました。
- ・木質チップの施設を北はりま森林組合へ令和2（2020）年4月に無償譲渡し、目標を上回る木質チップを生産しています。
- ・地域住民が主体の「ひょうごアドプト団体」11団体が、国県道沿道において清掃美化活動に取り組んでいます。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1人1日あたりのごみ排出量 | g | 636 | 600 | 634 | 626 | 645 | 606 | 607 |
| 木質チップの生産量 | トン/年 | 860 | 1,032 | 1,888 | 1,897 | 2,753 | 3,226 | 3,725 |

政策3 生活基盤の整備

◎施策5 おいしい水を安定して飲める環境を整備する

- ・老朽水道管の更新及び基幹施設の耐震診断を実施し、耐震化事業を推進しました。
- ・西脇市への区域外給水の協議を、「第3次北はりま定住自立圏共生ビジョン」に位置づけ開始しました。
- ・西脇市、加西市、加東市とハード面及びソフト面での連携強化を図り、水道メーターを共同購入するなどスケールメリットによる効果が得られました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 水道有収率 | % | 85.6 | 90.0 | 86.2 | 81.3 | 83.4 | 81.9 | 82.9 |

◎施策6 下水道の適切な維持管理を図る

- ・平成26（2014）年度策定の統廃合計画に基づき、下水道処理場15施設を13施設に集約し、汚水処理業務の効率化を進めました。
- ・公共下水道施設の改築計画、農業集落排水施設の機能強化計画を定め、適切な維持管理を図りました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 下水処理施設 | ヶ所 | 15 | 8 | 15 | 14 | 14 | 13 | 13 |

◎施策7 安心して住み続けるための住環境をつくる

- ・コミュニティバス町内巡回バスの廃止に伴い、路線バス中八千代線、中黒田線を新たに開設するとともに、バス停から距離のある集落、世帯を対象にタクシー利用助成券の交付を開始しました。
- ・生活の質の向上住まいの助成制度等を活用した住まいの整備を支援するとともに、旧建築基準法により建築された一般住宅等について簡易耐震診断を実施しました。
- ・空家等対策協議会を開催し、特定空家等の除却につなげました。
- ・町を一体的に整備、開発及び保全していくため、土地利用計画の方針をまとめた都市計画マスタープランを令和4（2022）年3月に策定しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 路線バス・コミバス乗車人数 | 万人/年 | 14.3 | 15.4 | 15.1 | 16.5 | 15.8 | 15.3 | 13.1 |
| 住宅助成事業件数 | 件 | 56 | 100 | 64 | 66 | 44 | 73 | 70 |
| 耐震診断件数 | 件 | 2 | 30 | 15 | 27 | 31 | 40 | 56 |
| 特定空き家対策相談件数 | 件 | 4 | 30 | 8 | 13 | 21 | 26 | 37 |

◎施策8 まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する

- ・空き家を良質な住宅ストックとして有効活用できる仕組みづくりや物件の掘り起こしを官民協働で行う空き家バンク事業に取り組み、目標契約数を達成しました。
- ・宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売を行いました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 空き家バンク登録者の内の契約数 | 件 | 3 | 40 | 6 | 21 | 30 | 54 | 87 |
| 宅地分譲地の契約件数 | 件 | 0 | 4 | 1 | 3 | 4 | 6 | 6 |

政策4 交通環境の整備

◎施策9 交流と経済を支える幹線道路を整備する

- ・国道427号整備促進期成同盟会による県及び国への要望活動を行いました。国道427号豊部バイパスは令和4（2022）年春供用開始予定です。
- ・北はりまハイランドふるさと街道整備促進期成同盟会による県及び国への要望活動を行いました。
- ・平成30（2018）年3月に県道加美八千代線天船バイパスを供用開始しました。
- ・主要地方道西脇八千代市川線整備促進期成同盟会による県への要望活動を行いました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 基幹道路網整備進捗率 | % | 50 | 79 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ふるさと街道進捗率 | % | 77 | 91 | 77 | 84 | 84 | 84 | 84 |

◎施策10 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する

- ・生活道路の整備については、集落要望のとりまとめにより、必要性、優先順位を検討し計画的に行いました。
- ・橋梁定期点検の判定結果に基づき、Ⅲ判定（早期措置段階）の橋梁から計画的に橋梁修繕を実施しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 町道改良済延長 | km | 50 | 285 | 279 | 279 | 280 | 280 | 281 |

政策5 安全・安心のまちの形成

◎施策11 災害に強いまちづくりを推進する

- ・一級河川にとどまらず集落内の中小河川である普通河川についても、堆積土砂撤去を実施しました。
- ・砂防事業に計画的に取り組みました。
- ・荒廃した山林を整備し住民の暮らしを守る治山事業に計画的に取り組みました。
- ・農業用ため池4池で台風期（9月から10月）に雨水貯水容量を常時確保したほか、14集落において水田の雨水貯水機能の強化（田んぼダム）に取り組み、総合治水を推進しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 砂防事業 | ヶ所 | 4 | 12 | 6 | 8 | 9 | 11 | 13 |
| 治山事業 | ヶ所 | 5 | 60 | 10 | 16 | 23 | 27 | 34 |
| 防災行動計画策定集落数 | 集落 | 50 | 62 | 50 | 50 | 53 | 57 | 57 |

◎施策 12 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する

- ・警察、土木事務所、小中学校、PTA、教育委員会による「多可町通学路安全推進会議」を組織し、通学路の危険個所の情報共有や改善を図るとともに、「多可町交通安全プログラム」に基づき、学校園・家庭・地域・関係機関が連携し、通学路の安全確保を図りました。
- ・交通立ち番、交通安全キャンペーン、子どもや高齢者等への交通安全教室の実施、新中学生のヘルメット購入、街頭での啓発活動、カーブミラーの修繕及び新設、高齢運転者の踏み間違い時の安全装置の設置助成などの様々な取組によって交通安全対策を推進しました。
- ・町内の防犯灯の適正な維持管理を継続するとともに、集落への防犯灯設置に係る補助金を支給することによって、防犯体制の充実に努めています。
- ・消費生活相談体制は確立しており、消費生活相談員の研修等も十分行っています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 人身事故発生件数 | 件/年 | 50 | 58 | 46 | 45 | 42 | 37 | 25 |

政策 6 働く場の充実

◎施策 13 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす

- ・企業誘致候補地の見直しや開拓のため、企業誘致事業に関連する全課によるプロジェクトチームを結成しました。プロジェクトの一環として、企業誘致パンフレット「企業誘致ガイド」を紙媒体で作成し配布しました。
- ・中小企業事業資金融資制度や小規模事業者経営改善資金融資利子補助金制度等、地元企業の経営体質強化支援を継続して行っています。
- ・たかテレビや多可町ホームページなどで就職促進のための情報発信を行うとともに、多可町商工会や地元企業と連携し、高校生への企業説明会を行いました。
- ・多可町商工会と連携し、地元企業の経営改善普及事業として専門家による経営指導や国の中小企業施策の普及・指導に取り組みました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 企業立地・規模拡大件数 | 件 | 1 | 10 | 3 | 3 | 4 | 4 | 8 |

◎施策 14 継続的な創業・起業を支援する

- ・創業支援事業計画に基づき、ワンストップ相談窓口や創業塾の開催等の実施は概ね安定しており、創業・起業相談件数も増加傾向にあります。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 創業・起業家数 | 名 | 2 | 40 | 5 | 11 | 15 | 20 | 29 |

政策 7 産業の振興

◎施策 15 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる

- ・狩猟や有害駆除により捕獲したシカをドックフードの加工販売を行っている NPO 法人カンピオへ搬入し、多可町産として資源の有効活用に取り組みました。
- ・多可町ブランドの推進を目的として、兵庫県丹波黒振興会や北播磨特産鶏推進協議会への支援を行いました。また、定期的に特産品の認証を行い、多可町ブランド商品を増やしています。認証商品はふるさと納税の返礼商品に登録し、ふるさと納税サイトでの情報発信と販路開拓支援を行いました。また、大学とも連携し、新たな視点でのお土産づくりにも取り組んでいます。
- ・西脇多可酒米振興会への支援を行いました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特産品認証件数 | 件 | 79 | 95 | 103 | 112 | 122 | 137 | 138 |
| 山田錦契約栽培面積 | ha | 95 | 350 | 404 | 398 | 395 | 399 | 343 |

◎施策 16 収益のある農業の振興を図る

- ・地域の中心となる経営体への農地集積や離農者等の将来像を記載した未来の設計図となる「人・農地プラン」の作成に対する支援を行うとともに「人・農地プラン」をもとに農地中間管理機構を活用し、農地の受け手やリタイアする農業者等に対し協力金等を交付しました。
- ・認定農業者や集落営農等の担い手支援のための経営所得安定対策等を実施するとともに、水田で畑作物等を生産する農業者に対して交付金を直接交付しました。また、次世代を担う農業者を育成するため、新規就農者に対し、経営が不安定な就農直後の所得を支援しました。また、環境保全型農業に取り組む農業者組織に対し支援を行いました。
- ・学校給食への地産地消、学校給食等への地元農産物の積極的な利用促進の推進により、子どもたちに郷土の農業、食の重要性に対する理解を深めています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農業生産法人数 | 法人 | 5 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 |
| 直売所の売上高 | 千円/年 | 24,040 | 25,000 | 21,943 | 27,780 | 22,730 | 22,750 | 21,038 |

◎施策 17 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る

- ・多可町観光交流協会を主体に、多可町特産品認証委員会や交流体験施設と連携し、個人客だけでなく団体旅行の誘致も行い、観光客の増加に努めるとともに、多可町観光交流協会ホームページの刷新や SNS を活用し、写真を多用して地域素材の訴求効果を高めました。
- ・自然、産業、食等多可町ならではの地域素材の一つの旅行商品にして都市部へ情報発信し、観光旅行の目的地となるよう広告しました。
- ・ウォーキング事業を主体的に実施する団体を組織し、ウォーキング事業の企画、ガイドの人材育成を行うとともに、計画的にウォーキング事業を開催し、参加者の増加と事業を定着させました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 観光入込客数 | 万人/年 | 115 | 126 | 116 | 107 | 110 | 104 | 83 |
| ウォーキング事業参加者数 | 人/年 | - | 4,500 | 727 | 1,157 | 1,549 | 1,690 | 2,414 |

政策 8 定住・交流の促進

◎施策 18 まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る

- ・夏まつり、ふれあいまつりとともに、地域の幅広い年齢層、また都市からの多くの来場者で賑わいました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| 夏まつり・産業展参加者数 | 人/年 | 14,000 | 16,000 | 16,000 | 14,000 | 12,500 | 7,000 | 0 |

◎施策 19 地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る

- ・定住コンシェルジュ事業や移住イベントの参加を通して、移住希望者へ本町の魅力を発信し、移住促進を図り、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度で 92 世帯の移住につなげることができました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 相談による移住件数 | 件 | 0 | 40 | 2 | 15 | 22 | 41 | 61 |

◎施策 20 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる

- 各施設指定管理者によるホームページやチラシ折り込み等 PR 活動の成果が出ており、滞在型市民農園契約件数は令和 2（2022）年度の時点で目標に到達しました。
- 鳥取県若桜町、福井県若狭町との 3 町交流では、毎年 1 回持ち回りでサミットを開催しています。3 町の各観光イベント（福井県若狭町：ツーデーマーチ、鳥取県若桜町：おにっ子まつり、春色まつり、多可町：ふれあいまつり）への出店や参加を相互に行うとともに、各道の駅で、それぞれの特産品を販売しています。また、多可町ホームページに、鳥取県若桜町、福井県若狭町の 2 町のホームページをリンクしました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 滞在型市民農園契約件数 | 件/年 | 119 | 125 | 111 | 104 | 103 | 105 | 125 |

政策 9 健康づくりの推進

◎施策 21 住民主体の健康づくりを推進する

- 生活習慣病の減少と予防対策の充実として、町ぐるみ健診において予約制の導入、個別健診の拡充、特定保健指導の当日初回面接の実施など、特定健診・特定保健指導を効率的に行い、国民健康保険被保険者の健康づくりや職域保険と連携し、住民の健康増進事業を実施しました。
- 自分の健康は自分で守れるよう、情報発信、学習機会の提供を図り、出前健康講座として各集落への運動実践学習会を行いました。また、歩いたりイベントに参加したりすることでポイントを取得できるアプリを利用した健幸ポイント事業を開始し、健康無関心層への働きかけを含め地域全体での健康意識の向上を図りました。
- がん検診において特定健診とのセット健診、個別検診の拡充など検診体制の充実を図り、病気の早期発見と早期治療を進めました。
- 相談窓口や居場所の開設・ゲートキーパー研修による人材育成など関係機関と連携し支援や心の健康づくりを図りました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 大腸がん検診受診率 | % | 44.6 | 50.0 | 44.4 | 50.4 | 46.4 | 45.5 | 37.6 |

◎施策 22 食育をさらに推進する

- 食育活動についてコロナ禍以前は順調に学校への訪問回数を伸ばすことができました。コロナ禍においては、栄養教諭が企画・制作した食育指導動画を小・中学校に配布し、各学級で黙食（給食）時に視聴し、給食の楽しさ、大切さを伝えました。
- 継続した情報発信により小中学校の朝食摂取率は横ばいをキープしています。また、健康を維持するための基礎となる食に関する基礎知識や食を選択する力を身につけるため、小さい子を持つ保護者からこども園、小中高校と様々な世代に食育活動を行いました。
- 女性のやせの増加が見られるため、母子手帳交付時、乳幼児健診時、教室等で母親の体型・食事回数・内容について確認し、個々にあった食事内容、量について指導するという取り組みを実施しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 食育活動回数 | 回/年 | 111 | 111 | 99 | 83 | 126 | 72 | 49 |

政策 10 地域主体の福祉の充実

◎施策 23 健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する

- ・喜寿を迎える方を対象に、町主催「喜寿敬老会」を令和元（2019）年まで毎年開催しています。令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、町長メッセージと記念品を郵送しています。また各集落・施設において開催される単位敬老会に対して継続して支援をしています。
- ・地域ケア会議において、個別ケース（困難事例等）の課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域づくり等を通じて、医療介護連携や認知症施策、総合事業の展開を含む地域包括ケアシステムの実現を図っています。
- ・地域の困りごとを地域で解決できる体制をつくることで、住民が心豊かに暮らせる町をめざすため、地域共生社会づくり事業を実施し、互助活動のリーダーや協力者を養成しています。平成 30（2018）年度より地域互助活動向上住民研修会（「コークゼミ・あったかは～とらいん」）を開講し、修了生は 100 人を超えています。
- ・健康寿命の延伸を図るため、筋力の維持・向上に効果のある「いきいき百歳体操」を週 1 回取り組む通いの場「元気あっぷ広場」を集落単位に支援し、地域内での介護予防に取り組んでいます。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域包括支援センター相談率 | % | 6.7 | 6.3 | 6.9 | 7.9 | 7.7 | 8.2 | 7.7 |

◎施策 24 ともに生きる障がい者福祉を充実する

- ・令和 3（2021）年 6 月に、共同生活援助の事業所が加美区で 1 か所開設されました。
- ・令和 3（2021）年 4 月に、地域生活支援拠点（障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供する地域支援のための拠点）を多可町独自で整備し運用を開始しました。
- ・多可町障害福祉サービス等事業所連絡会を開催し、行政・各事業所間の連携を図りました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 福祉施設からの就労移行者 | 人/年 | 4 | 6 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | ヶ所 | — | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

政策 11 医療・社会保障の充実

◎施策 25 安心できる地域医療体制を確保する

- ・急速に進む高齢化等に対応するため、10 年先を見据えた多可町の医療体制のあり方を検討するため、令和 2（2020）年度から役場及び多可赤十字病院内にそれぞれプロジェクトチームを立ち上げ議論を始めています。
- ・地域医療を担う医師の確保に努めたことで町内医師数は目標値を超えました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------|----|----|------|------|-----|------|----|----|
| 町内医師数（人/人口 10 万人） | 人 | — | 81.0 | 64.5 | — | 90.6 | — | — |

◎施策 26 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する

- ・平成 30（2018）年度から国民健康保険制度改革により都道府県化となり、保険税の県下統一に向け協議を進めています。
- ・特定健診・特定保健指導については、みなし健診の導入、特定健診の未受診者勧奨、特定保健指導の当日初回面接の実施など効率的に実施しました。
- ・福祉医療については、高齢者、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子に対して医療費の一部を助成することにより、早期治療を進め、疾病の重症化や感染拡大の防止を図りました。令和 3（2021）年度に乳児医療の所得制限を撤廃、こども医療は対象の子どもを高校 3 年生まで拡大し、所得制限も撤廃しました。
- ・国民年金業務では、年金相談による納付督促・免除申請受付を行い、納付率が 81.41%まで収納率が上がりました。また、広報、年金コンクール等により、受給者・被保険者だけでなく、制度加入前の中学生・高校生にも年金制度について周知を行いました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 特定健診受診率 | % | 38.6 | 60.0 | 39.2 | 40.2 | 38.7 | 39.6 | — |
| 国民健康保険税現年度収納率 | % | 96.3 | 96.5 | 96.0 | 96.3 | 97.0 | 96.6 | 96.2 |

政策 12 子育て支援・教育環境の充実

◎施策 27 子育て世代への支援を推進する

- ・公立園民営化後も 2 園に 4 名を 2 年間派遣し、地域に根ざした保育等の継承ができました。また、全保護者を対象にアンケートを年 2 回実施し、その結果を保護者、園、教育委員会で構成する 3 者懇談会で検証した結果、保護者からの要望事項について、改善が図れました。
- ・入所希望者に対する学童保育の受入率 100%を継続することができました。2 名が支援員の資格を取得し、また指導員全員が研修受講したことにより資質向上が図られました。
- ・病児保育事業については、平成 28（2016）年度から町内の小児科「おひさまにここクリニック」で実施しています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 病児・病後児保育利用者数 | 人/年 | 7 | 50 | 38 | 51 | 91 | 75 | 33 |
| 希望者に対する学童保育の受入率 | % | 95 | 100 | 95 | 95 | 95 | 100 | 100 |

◎施策 28 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる

- ・国の GIGA スクール構想の推進もあり、小中学校ともに 1 人 1 台コンピュータが整備され、令和 2（2020）年度、学校の ICT 機器整備は大きく進みました。
- ・「多可町いじめ防止対策改善基本計画」を令和 2（2020）年 4 月に策定し、未然防止の取組、早期発見・早期対応の取組、教職員の負担軽減に向けた改善計画の策定と実施をめざし、年 2 回程度、検証委員会を開催し、客観的に検証し、改善に繋げています。
- ・出生数の減少や学校のクラス数の減少、児童生徒数の今後の推移などから令和 2（2020）年 7 月に「地域の学校教育のあり方を考える会」を設置し、子どもたちにとって望ましい教育環境、適正な学校規模について協議を行っています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------------------------|----|------|------|-----|-----|-----|----|----|
| 全国学力・学習状況調査（知識） 正答率 80%以上の割合 | % | 42.0 | 50.0 | 55 | 48 | 35 | 36 | — |
| 全国学力・学習状況調査（知識） 正答率 40%以下の割合 | % | 13.0 | 10.0 | 10 | 9 | 18 | 25 | — |
| 放課後こども広場参加児童率 | % | 43.0 | 50.0 | 47 | 48 | 51 | 46 | 81 |

政策 13 生涯学習・スポーツの推進

◎施策 29 生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する

- ・積極的に学校園などに出前図書館（団体貸出）を行ったことにより貸出冊数が伸びています。
- ・レファレンス件数も年々増加傾向であり、その内容は、多様な調べものに関するものが増え、資料検索だけでなく、図書館を有効利用する来館者が増えています。
- ・「」を策定し、生涯学習の推進を図りました。
- ・人材バンクと生涯学習講座・生涯大学との連携により、生涯学習事業の活性化に繋がりました。
- ・多可日本語教室を開催しているほか、多文化共生事業に着手しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人材バンク登録者数 | 人 | 89 | 100 | 139 | 105 | 115 | 124 | 110 |

◎施策 30 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する

- ・幼児期・児童期、青年期、壮年・中年期、更年期のそれぞれのライフステージに応じた魅力あるスポーツプログラムを計画・広報を行い、幅広い方に参加の機会を提供しました。
- ・生涯スポーツ振興計画の重点目標である「成人（高齢者を含む）の元気・健康」「集落単位のスポーツの推進」について振興委員会の意見を受け、令和3（2021）年度以降のスポーツ振興に反映していく方向を示しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スポーツ DAY 参加者数 | 人/年 | 2,934 | 4,000 | 2,550 | 2,827 | 3,460 | 2,720 | 1,523 |

政策 14 文化の継承

◎施策 31 文化と伝統に息づいたまちをつくる

- ・那珂ふれあい館の展示品をリニューアルしたほか、西脇市と連携して特別企画展を開催し、収蔵資料の公開を行いました。また、おもしろ歴史セミナー等の講演会では、定員を上回る参加者となっています。
- ・播州歌舞伎は、カブキッズがたかテレビ公演を行ったり、過去の公演動画を YouTube で配信するなど PR を図りました。
- ・文化会館を文化連盟や文化会館運営評議員会を中心に地域づくり人づくりの拠点となるよう住民主体で運営し、文化振興への理解を深めることができました。
- ・杉原紙総合調査委員会を立ち上げ、杉原紙関係を中心に悉皆調査をすすめ、成果をシンポジウムや報告書刊行により公開し、普及啓発を行いました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 文化祭来場者数 | 人/年 | 2,877 | 4,000 | 2,844 | 2,288 | 2,200 | 1,950 | 0 |
| ベルディーホール自主事業入場者数 | 人/年 | 6,453 | 7,000 | 5,841 | 6,920 | 6,224 | 5,250 | 2,240 |

政策 15 共生社会の形成

◎施策 32 人権尊重のまちをつくる

- ・人権学習の参加者数については、令和2（2020）年度を除きほぼ目標水準となっています。
- ・多可町人権啓発協議会を中心に啓発活動を行いました。
- ・多可高等学校と連携し、継続してDV防止授業を行っています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人権学習会への参加者数 | 人/年 | 3,155 | 3,500 | 3,327 | 3,383 | 3,550 | 3,372 | 1,312 |
| 審議会等女性委員登用率 | % | 22.1 | 40.0 | 22.1 | 22.1 | 25.9 | 22.3 | 22.9 |

政策 16 協働のまちづくりの推進

◎施策 33 住民主体の協働のまちづくりを推進する

- ・人的・経済的な負担が課題となっているむらづくり事業を元気なむらづくり活動助成事業助成金により支援しています。
- ・施設整備補助金により地域コミュニティ活動拠点施設の整備を推進しています。
- ・夏・秋祭り、とんど、グラウンドゴルフ大会などの行事だけでなく、門前の水仙ロードの捕植・整備や、中区坂本のイルミネーション、門村のむらづくり新聞・冊子の作成など、魅力ある地域づくりを行う集落も徐々に増えてきています。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| むらづくり協議会のリーダー数 | 人 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |

◎施策 34 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する

- ・多可高等学校の生徒の社会福祉施設でのイベント参加や東北派遣等によりボランティア活動への関心を高めました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 青年サークル活動者数 | 人 | 19 | 30 | 15 | 18 | 20 | 27 | 17 |

◎施策 35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する

- ・情報の発信については、広報たか、ホームページ、たかテレビ、防災行政無線に加え、Facebook、Twitter、Instagram、LINE などの SNS による情報発信を開始しました。
- ・ホームページをリニューアルし、多言語化やスマホ対応に取り組みました。
- ・たかテレビでは、CATV に加入していなくても番組が見られる YouTube 多可町公式チャンネルを開設しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------------|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 情報共有体制の充実への満足度 | % | 59 | 70 | 59 | - | 72 | - | 73 |

政策 17 開かれた役場

◎施策 36 効率的・効果的な行政経営を推進する

- ・地方債の償還や公営企業・一部事務組合に係る準元利償還金の減少及び包括予算制度の導入により、財政の健全性を示す健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率）は、改善してきています。
- ・自治体 DX では、証明書等のコンビニ交付、税金等のキャッシュレス決済、町税の電子申告（eLTAX）、電子入札を開始しました。また、Wi-Fi を公共施設 17 箇所に整備しました。
- ・新庁舎は、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した施設として「ひょうご県民ユニバーサル施設」に認定され、平成 30 年 10 月に供用を開始しました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------|----|------|-------------|------|------|------|------|------|
| 実質公債費比率 | % | 15.3 | 11.5 (※) | 16.5 | 16.8 | 17.2 | 15.5 | 12.9 |

※ 令和 7（2025）年度の目標値

◎施策 37 効果的な広域連携を推進する

- ・「第2次北播磨広域定住自立圏共生ビジョン」（令和2（2020）年～令和3（2024）年）、「第3次北はりま広域定住自立圏共生ビジョン」（令和3（2021）年～令和7（2025）年）を策定、西脇市、加西市、加東市と連携し、効率的・効果的に安心、安全、安定して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組みました。
- ・一部事務組合の西脇多可行政事務組合では、農業共済事業の兵庫県農業共済組合への移管、北播磨清掃事務組合の統合を行い、効率的な行政運営に取り組みました。

| めざそう値（成果指標） | 単位 | 当初 | 目標値 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------------|----|-------------|-----|-----|-----|------|----|-------------|
| 定住自立圏連携事業により効果のあった事業割合 | % | 57.1 (※) | 100 | 80 | 80 | 78.3 | 80 | 35.7 (※) |

※ めざそう値の当初とR2の値は、1つの定住自立圏指標のみであり、H28～R1の数値（2つの定住自立圏指標）との整合性はありませんが、いずれも目標値が100%であるため掲載しました。

3 社会潮流と基本課題

(1) 新型コロナウイルス感染症による変化への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、令和2（2020）年4月、国において、急事態宣言が発令され、東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ、外出自粛や休業の要請、生産・流通・消費の停滞などにより、経済や人々の暮らしに大きな打撃を与えました。

全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症の社会・経済に与えた影響は計り知れないものがありますが、それに対応するなかで次の時代をより良いものにするヒント、新しい価値観が生まれてきています。

ウィズコロナ社会においては、新しい働き方、ICT技術の活用、都市集中型社会から地方分散型社会への移行、ライフスタイルや価値観の変化など、時代に即した柔軟な対応が求められており、そうしたものも施策に取り込んでいながら地域活力の維持・増進を図り、地域創生を推し進めていく必要があります。

(2) 持続可能で多様性ある社会の実現～SDGs～

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて国連加盟国193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記述された、「誰一人取り残さない」を理念とする2030年までに達成すべき世界共通目標です。

このSDGsは、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざすもので、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な到達点や経過点）、232の指標が設けられています。

2030年に向けて、本町は官民連携で、町民、企業、団体へのSDGsの周知・啓発、SDGsを担う人材育成、あらゆるステークホルダーをつなぐ仕組みをつくり、それぞれが連携してSDGsの浸透を図ることによって、SDGsを地方創生の原動力としていきます。

そして、地域資源を活用し、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、地域の活性化、住民幸福度の向上に取り組みながら、持続可能で多様性のある社会をめざしていきます。



(3) DXの進展が実感できる行政サービス

高齢化や経済のグローバル化など社会課題が複雑化するなか、国においては、人工知能（AI）やIoT（Internet of Things）、ロボットなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立した新しい社会である「Society5.0」実現に向けた取組が進められています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応によって様々な課題が明らかになり、「新たな日常の」原動力として、制度や組織のあり方や仕組みをデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体の「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」が求められています。

本町においても、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化や行政サービスの向上が必要です。特に、行政手続のオンライン化のように、町民がダイレクトにデジタル化を実感してもらえるような施策と、そこに加えて、高齢化社会においてもデジタル弱者を取り残さないような施策に取り組むことによって、地域社会全体のデジタル化を推進する必要があります。

(4) 地域共生社会の実現

日本においては、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、人口減少社会は、地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。さらに公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられ、対応困難なケースがあることが明らかになっています。

このような社会状況を背景に、平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に、地域共生社会の実現が盛り込まれました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

多可町においても、町民がそれぞれの役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍する地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、関係者・関係機関と良好な関係を維持し、連携を深めながら地域における町民の主体的な活動の向上・高揚を促進していくことが求められています。

4 まちづくりの重点プロジェクト

まちの重点課題である「人口減少」及び「少子高齢化」に対応していくため、重点的に取り組む施策として「重点プロジェクト」を設定し、基本計画のなかで展開します。

後期基本計画では、多可町が地域共生社会づくりによる地域力・住民力の向上を推進していることから、前期基本計画の3つの重点プロジェクトに加え、新たに「地域共生のまちづくり」を設定します。

また、新型コロナウイルス感染症による変化等の社会潮流と基本課題に対応したまちづくりを進めるため、重点プロジェクトに位置づけた施策において、具体的な施策展開を図っていきます。

(1) 人口減少に負けないまちづくり

本町は既に人口減少が進んでおり、今後、近年の社会減（転出が転入を上回る）や自然減（死亡が出生を上回る）の構造が続き、人口減少を抑制する対策を講じなかった場合、令和32(2050)年には1万人を下回る見込みとなっています。

人口減少のスピードを低減させるため、町内に住む人の転出を抑制するとともに、町外からの転入を促す取組、出生率向上の取組等を推進します。

【まちづくりの方向性と具体的な取組】

◆まちへの誇りや愛着の醸成による定住促進

- ◎まちを育む地域間交流の促進 ⇒ 施策 18
- ◎定住化対策としての交流事業の推進 ⇒ 施策 18
- ◎ふるさと教育・キャリア教育の推進 ⇒ 施策 28
- ◎伝統文化にふれる体験学習の充実 ⇒ 施策 31

◆高齢者の活躍の場づくり

- ◎空き家等情報バンク制度の推進 ⇒ 施策 8
- ◎宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売促進 ⇒ 施策 8
- ◎空き家活用の支援 ⇒ 施策 8
- ◎定住コンシェルジュの活動促進 ⇒ 施策 19
- ◎移住者向けの情報発信の充実 ⇒ 施策 19

◆出生率の向上

- ◎子育て家庭を支援する多様なサービスの提供 ⇒ 施策 27
- ◎多様な働き方を実現し、子育てと仕事の両立による少子化防止への取組 ⇒ 施策 27
- ◎母子保健事業の充実 ⇒ 施策 27

(2) 高齢化の進展にあわせたまちづくり

本町は人口減少と同時に、高齢化が急速に進んでいます。令和2（2020）年国勢調査における高齢化率は38.3%であり、前回の平成27（2015）年国勢調査時の34.0%から高くなっています。今後も高齢化が進むことが予測されることから、高齢者が生きがいをもって、元気に暮らせるまちづくりを推進します。

【まちづくりの方向性と具体的な取組】

◆高齢者への快適な暮らしの提供

- ◎公共交通ネットワークの構築 ⇒ 施策7
- ◎一般住宅のバリアフリー対策 ⇒ 施策7
- ◎交通安全対策の推進 ⇒ 施策12
- ◎地域医療の充実と確保 ⇒ 施策25
- ◎生涯大学の推進 ⇒ 施策29

◆高齢者の活躍の場づくり

- ◎ワークシェアリングの促進 ⇒ 施策13
- ◎まちを育む地域間交流の促進 ⇒ 施策18
- ◎高齢者の社会参加の促進 ⇒ 施策23
- ◎高齢者の就労支援 ⇒ 施策23
- ◎住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実 ⇒ 施策23

◆健康増進

- ◎健康保養地事業の推進 ⇒ 施策17
- ◎介護予防の推進 ⇒ 施策23

◆高齢者との交流の推進

- ◎互いに支え合う地域福祉の推進 ⇒ 施策23
- ◎子どもを育てるための世代間交流、地域間交流の推進 ⇒ 施策28

(3) 働く場が充実し、活気あふれるまちづくり

本町への定住・移住促進を図っていくうえで、雇用の創出は重要な課題となっています。

企業の誘致・規模拡大を図ると同時に、様々な分野で多様な雇用を生み出せるよう、働く場の充実に取り組みます。

【まちづくりの方向性と具体的な取組】

◆企業の誘致・規模拡大

- ◎企業誘致事業の推進 ⇒ 施策13
- ◎経営体質の強化に取り組む企業支援 ⇒ 施策13

◆高齢者の活躍の場づくり

- ◎ワンストップ相談窓口の設置 ⇒ 施策14
- ◎創業塾の開催 ⇒ 施策14

◆出生率の向上

- ◎雇用情報の発信 ⇒ 施策13
- ◎ワークシェアリングの促進 ⇒ 施策13
- ◎高齢者の就労支援 ⇒ 施策23
- ◎障がい者の社会参加と交流の促進 ⇒ 施策24

(4) 地域共生のまちづくり

深刻化する超高齢化社会を乗り切るためには、地域の困りごとを自分たちで解決できる町をめざしていくことは重要です。

町民がそれぞれの役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍する地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるまちづくりを推進します。

【まちづくりの方向性と具体的な取組】

◆住民主体で活躍できる場づくり

- ◎自主防災組織の育成（自助・共助の育成） ⇒ 施策 11
- ◎身近な地域コミュニティづくりの推進 ⇒ 施策 33
- ◎住民自治の推進 ⇒ 施策 33

◆誰もが元気に暮らせる環境づくり

- ◎「敬老の日発祥のまち」の精神の継承 ⇒ 施策 23
- ◎高齢者の社会参加の促進 ⇒ 施策 23
- ◎住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実 ⇒ 施策 23
- ◎互いに支え合う地域福祉の推進 ⇒ 施策 23
- ◎障害福祉サービスの充実 ⇒ 施策 24

◆人材の育成

- ◎生涯大学の推進 ⇒ 施策 29
- ◎地域人材の活用 ⇒ 施策 29
- ◎地域共生社会づくりの推進 ⇒ 施策 29

5 後期基本計画の見方と体系

■ 基本計画の見方


政策
本町のまちづくりの方向性を示すものです。17の政策のどれに該当するかを示します。

施策
政策を実現するための方策です。37の施策のどれに該当するかを示します。

SDGs
施策が推進するSDGsのゴールを示します。

● **政策 11** **医療・社会保障の充実**

施策 25 ● **安心できる地域医療体制を確保する**



基本方針
あらゆる年代の住民が安心して質の高いなど、ところで住民の医療ニーズに合ったサービス及び「北播磨地域医療再生計画」に基づいて実施します。

基本方針
目標年度（令和8年度）に向けた、施策に対する基本方針を示します。

現状と課題

○本町には、多可赤十字病院、医療福祉センター等があり、町内の医療を担っています。西脇多可休日急患センターが外来患者の対応をしています。救急搬送については西脇消防署多可出張所、多可北出張所、多可南出張所の3出張所体制となり24時間対応しています。

○多可町地域包括ケアネットワーク^{*1}において、医師と医師以外の専門職（看護師、薬剤師、歯科医師、ヘルパー等）が連携することにより、自宅や地域で安心して療養できる体制づくりに取り組んでいます。

○今後増加が予測される在宅医療や医師の高齢化等に対し、医師・専門職を確保し、地域医療体制を維持していくことが重要課題となっています。

現状と課題
各施策についての、これまでの取組の現状と今後の課題を示します。

取り組む事項

● **地域医療の充実と確保**

- ・地域医療確保対策協議会を開催し、急速に進む高齢化に対応するため、10年先を見据えた多可町の地域医療体制について検討していきます。
- ・自らの健康管理ができるよう、コンビニ受診^{*2}を控える。
- ・西脇多可休日急患センターの充実を図ります。
- ・「北播磨地域医療再生計画」を推進します。

● **地域包括ケアネットワークによる連携**

- ・今後の高齢社会を見据え、医師の看取りができる体制を構築します。

取り組む事項
施策を実現するための具体的な取組を示します。

めざそう値
施策の達成状況を評価するための指標と数値目標を示します。

▼現状値と目標値の基準年について

- ・現状値は令和2（2020）年度、目標値は令和8（2026）年度を基準としています。現状値のうち新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けたものについては、影響を受ける以前の値を記載しています。

▼数値の見方について

- ・「/年」が付いている場合は、単年の数値（延べ）を表しています。
- ・「/年」が付いていない場合は、累計値を表しています。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------|-------|
| 町内医師数（人/人口2万人） | 18.1人 | 18.1人 |

関連計画

- ・北播磨地域医療再生計画

関連計画
施策に関連する本町が策定する計画を示します。

【用語解説】

^{*1} 多可町地域包括ケアネットワーク：町内の多職種の間連携することにより、住民の健康増進と提供することを目指す仕組み。

^{*2} コンビニ受診：一般に、軽症にもかかわらず、二次救急のための夜間外来受診。

用語解説
専門用語や難解な用語を解説します。

■ 基本計画の体系

| 基本目標 | 政策 | 施策 | |
|---------------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 1. まちの誇り 「水と緑」を守りつなぐまち | 1. 水と緑の保全 | 1. 森林環境の保全を推進する | |
| | | 2. 美しい田園景観の保全を推進する | |
| | 2. 環境保全意識の向上 | 3. きれいな川を維持する | |
| | | 4. 環境意識の高いまちをめざす | |
| 2. 安全・安心・快適を実感できるまち | 3. 生活基盤の整備 | 5. おいしい水を安定して飲める環境を整備する | |
| | | 6. 下水道の適切な維持管理を図る | |
| | | 7. 安心して住み続けるための住環境をつくる | |
| | | 8. まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する | |
| | 4. 交通環境の整備 | 9. 交流と経済を支える幹線道路を整備する | |
| | | 10. 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する | |
| | 5. 安全安心のまちの形成 | 11. 災害に強いまちづくりを推進する | |
| | | 12. 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する | |
| 3. 働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち | 6. 働く場の充実 | 13. 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす | |
| | | 14. 継続的な創業・起業を支援する | |
| | 7. 産業の振興 | 15. 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる | |
| | | 16. 収益のある農業の振興を図る | |
| | | 17. 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る | |
| | 8. 定住・交流の促進 | 18. まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る | |
| | | 19. 地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る | |
| | | 20. 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる | |
| 4. 地域主体で支え合い、助け合う健康で人にやさしいまち | 9. 健康づくりの推進 | 21. 住民主体の健康づくりを推進する | |
| | | 22. 食育をさらに推進する | |
| | 10. 地域主体の福祉の充実 | 23. 健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する | |
| | | 24. ともに生きる障がい者福祉を充実する | |
| | 11. 医療・社会保障の充実 | 25. 安心できる地域医療体制を確保する | |
| | | 26. 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する | |
| 5. 子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち | 12. 子育て支援・教育環境の充実 | 27. 子育て世代への支援を推進する | |
| | | 28. 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる | |
| | 13. 生涯学習・スポーツの推進 | 29. 生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する | |
| | | 30. 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する | |
| 6. 協働による自主自立のまち | 14. 文化の継承 | 31. 文化と伝統に息づいたまちをつくる | |
| | 15. 共生社会の形成 | 32. 人権尊重のまちをつくる | |
| | | 16. 協働のまちづくりの推進 | 33. 住民主体の協働のまちづくりを推進する |
| | | | 34. 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する |
| | 17. 開かれた役場 | 35. まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する | |
| | | 36. 効率的・効果的な行政経営を推進する | |
| | | 37. 効果的な広域連携を推進する | |
| | | | |

基本目標 1



まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち

政策 1 水と緑の保全

- 施策 1 森林環境の保全を推進する
- 施策 2 美しい田園景観の保全を推進する
- 施策 3 きれいな川を維持する

政策 2 環境保全意識の向上

- 施策 4 環境意識の高いまちをめざす

| | | | |
|------|--------------|---|---|
| 政策 1 | 水と緑の保全 | 15 国土の保全 国土の保全 | 14 海の豊かさ 海の豊かさ |
| 施策 1 | 森林環境の保全を推進する |  |  |

基本方針

豊かな森林をまちの宝として森林の保全を推進します。そのため、水源かん養^{※1}、山地崩壊防止、大気の浄化作用、野生動物の生態調和等、その機能が発揮できるように、高齢人工林の部分伐採、針広混交林^{※2}への誘導、人と野生動物を棲み分ける緩衝帯の設置に取り組みます。また、低コストで効率的な原木生産を目的とした林業経営を推進します。

現状と課題

- 手入れ不足の高齢人工林が急増することから、災害や病害虫による壊滅的な被害を受けるおそれがあります。このため、広葉樹等を植栽し、水土保全能力が高く公益的機能を発揮する森林を整備する必要があります。整備にあたっては、過去の実績を紹介するなどして山林所有者の理解が得られるよう努力していますが、所有者の承諾が課題となっています。
- 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林環境税・森林環境譲与税が創設されました。森林整備の一層の推進が求められています。
- 増大する野生動物の被害に対し、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」に取り組み、保水効果を高め、森林が本来もつ機能を回復させることで、動物が里山に降りてこない環境を整備しています。今後も取組の継続が必要です。

【用語解説】

※1 水源かん養：水資源の貯留や洪水の緩和、水質の浄化などの森林が発揮する機能のこと。

※2 針広混交林：針葉樹と広葉樹が入り混じった林。

取り組む事項

●低コストで効率的な原木供給体制の整備

- ・低コストで効率的な原木生産のため、伐採可能なスギ、ヒノキ等の人工林の団地化区域を中心に、ひょうご林内路網 1000km 整備プランに基づき、林道・作業道の計画的な整備を行います。

●多面的な機能をもつ森林の整備

- ・広範囲に広がる手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽することにより、引き続き風水害等に対応した多面的かつ防災機能をもつ針広混交林への誘導を行います。

●森林環境譲与税の活用

- ・森林環境譲与税を活用し、条件不利地の間伐に取り組みます。

●森林の保全と再生

- ・野生動物による農作物被害が深刻な地域において、人と野生動物を棲み分ける緩衝帯を設置することで、野生動物が里に降りてこない環境を整備するとともに、広葉樹等の餌となる樹木を植樹することで、生息地となる森林の整備・再生を強化します。

●有害鳥獣の対策


- ・拡大する野生鳥獣被害に対し、集落単位等面的な防除施設の整備を行います。また、猟友会や集落と連携し、捕獲檻設置を推進するなど、野生鳥獣被害対策の強化を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|---------|---------|
| 森林整備面積 | 269ha/年 | 250ha/年 |
| 集落防護柵整備延長 | 163km | 200km |

関連計画

- ・多可町森林整備計画

| | | |
|------|-----------------|--|
| 政策 1 | 水と緑の保全 | 15 国土強靱化 戦略  |
| 施策 2 | 美しい田園景観の保全を推進する | |

基本方針

ふるさとの原風景や自然景観の保全を推進します。そのために、中山間地域における農地・農業用施設・農村環境の保全を強化するとともに、多面的機能を有する棚田の保全、遊休農地の解消及び荒廃農地の発生防止に努めます。

現状と課題

- 農業は食糧、その他農産物の供給機能以外に、国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能を有しています。その農業を持続的なものにするため農山村の生活環境の計画的・総合的な整備、維持管理に対する取組を支援していく必要があります。
- 農業者の高齢化や後継者不足、獣害等により、農地の遊休化が進んでいます。収益性も考慮した遊休農地の解消や発生防止対策に取り組む必要があります。

取り組む事項

●農業生産基盤と農山村生活の環境整備

- ・農業生産基盤となる農地・農業用施設などの整備や農山村生活の環境整備を計画的に実施します。また、農業を持続的なものにするために地域による施設の維持管理に対する取組を支援していきます。

●遊休農地、耕作放棄地の対策



- ・集落営農組織^{※1}や担い手への農地集積による有効活用を図るほか、国・県と連携を図り農地情報を整備し、新規就農者や参入企業への情報提供に努めます。
- ・山ぎわ等に適したコウゾやラベンダー等、付加価値のある作物の栽培に取り組む集落や団体による農地の活用を推進します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|------|------|
| 耕作放棄地率 | 0.8% | 0.8% |

【用語解説】

^{※1}集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農組織のこと。

| | | | |
|------|------------|---|---|
| 政策 1 | 水と緑の保全 | 14 水の確保 みずたも | 15 緑の確保 きんぎょ |
| 施策 3 | きれいな川を維持する |  |  |

基本方針

源流のまちとして、恵まれた自然環境を次世代に残し、住民が安心して生活できるよう、きれいな水を未来へ引き継いでいきます。そのために、地域住民の参加による美化意識の高揚と水辺環境の維持に努めます。

現状と課題

- 町全域で各集落の住民により、町内の主流河川の清掃美化活動が行われていますが、見逃されがちな支流の環境についても対応するため、今後は事業対象の河川に集落の身近な小河川も加えて、取組のすそを広げ維持管理を行うことが必要です。
- 源流近くの上流域でみられ、澄んだ水に自生する「梅花藻」や、「ほたるの宿路」を主として美しいホタルが飛び交う多くの川は、きれいな川の象徴であり、今後も集落を中心として維持管理していくことが必要です。
- 町内の河川の水質調査を実施し、安全な水質の維持に努めています。水質については、概ね良好な状況を維持しています。
- 突発的事故による河川の汚染発生時には、その都度、町は国県等関係機関と連携し、速やかに原因者の特定と指導、処置を行っています。






取り組む事項

●河川の保全と水質の向上

- ・源流のまちとして、良好な河川環境の維持を図るため、主要な河川について定期的な水質調査を実施・公表し、水質維持に関する意識の啓発を図ります。
- ・多可町環境保全条例に基づき、個人、事業主に対して、水質維持に関する注意喚起を行い、河川の汚染等については指導を徹底していきます。
- ・地域住民のニーズに見合った環境美化活動の支援を試み、環境に関する意識の醸成を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------|-------|
| 河川清掃活動に取り組む集落数 | 56 集落 | 56 集落 |

| | | | | | | |
|------|---------------|---|--|---|---|---|
| 政策 2 | 環境保全意識の向上 | 7 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 施策 4 | 環境意識の高いまちをめざす |  |  |  |  |  |

基本方針

ごみの分別徹底や資源ごみのリサイクル等、ごみの排出抑制に取り組み、循環型社会の実現をめざします。また、地域が一体となって、ごみのポイ捨てや不法投棄等の防止に取り組みとともに、ペットに関するマナーの向上等環境配慮への学習を啓発・推進し、生活環境の保全に努めます。さらに、地球環境のバランスを取り戻すために、行政は率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、地球温暖化問題に関する啓発活動に努めます。

また、地域が一体となって、ごみのポイ捨てや不法投棄等の防止に取り組みとともに、ペットに関するマナーの向上等環境配慮への学習を啓発・推進し、生活環境の保全に努めます。さらに、地球環境のバランスを取り戻すために、行政は率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、地球温暖化問題に関する啓発活動に努めます。

環境問題への貢献のために、農林業や家庭等から発生する様々なバイオマス^{※1}の利活用を図る多可町バイオスタウン構想を推進します。また、地球にやさしい再生可能エネルギーの研究を進め、地球環境の保全に努めます。

現状と課題

- 1人1日あたりのごみの排出量については、年々増加にあり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活様式の変化によって、ごみ排出量のさらなる増加が懸念されます。資源化率の向上に向けた取組は、引き続き推進していくことが必要です。
- 西脇多可行政事務組合「みどり園」の稼働期限が定められていることから「ごみは資源」の基本理念のもと、新たな場所でのごみ処理施設の整備を進めていくことが必要です。
- 循環型社会の形成への取組として、主にバイオマス資源の利活用を行っています。平成27(2015)年度に木質チップ工場を増強し、生産量も増え、安定的な供給を行っています。施設は北はりま森林組合に譲渡済みで、今後も安定的な供給の継続及び新たな供給先の開拓等で北はりま森林組合との連携が必要です。
- 環境学習への取組として、多可町環境保全条例を周知徹底するため、広報たか等で啓発を行い、指導が必要な場合は随時対応しています。
- 地球温暖化防止については、「多可町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減・吸収作用の保全強化に取り組んでいます。
- 道路・河川等については地域住民が主体となつての清掃美化活動の取組が行われており、今後も活動の広がりが必要です。

【用語解説】

※1 バイオマス：生物資源（bio：パイオ）の量（mass：マス）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

※2 SNS：友人知人等の社会的ネットワークをオンラインで提供することを目的とするコミュニティ型のインターネットサービス

取り組む事項

●ごみの減量化の推進

- ・分別回収、資源ごみ回収を徹底させるため、住民のニーズ把握や SNS^{*2}活用等も視野に入れ、引き続きごみ減量・資源化啓発事業を行います。
- ・公共施設における地球温暖化防止対策を実行するとともに、一般家庭や事業者への意識啓発活動に取り組みます。

●ごみの不法投棄対策

- ・道路空地、河川敷、山林、農用地等常習箇所へのごみの不法投棄対策として、ごみの分別方法の啓発、大型ごみ等の処分手続の周知、不法投棄防止地区への指定申請の啓発、パトロール車による啓発を強化するとともに、土地所有者・地域の共通した認識のもとで対策を推進します。

●新たなごみ処理施設の整備

- ・循環型社会の形成に寄与する施設、周辺環境に優しい施設、安全・安心な施設、住民から信頼される施設、経済性・効率性に配慮した施設の5つの基本方針に基づき、新たなごみ処理施設の整備をめざします。

●環境学習・環境教育の推進

- ・地球温暖化防止対策をはじめ、ペットの飼育、ごみ処理、リサイクル、水質等の環境全般について学ぶ機会を提供するとともに、家庭や町内の事業所等に環境衛生、不法投棄、省エネルギーや地球温暖化防止対策等に関する啓発に努めます。

●多可町バイオマスタウン構想の推進

- ・多可町バイオマスタウン構想に基づき、木質バイオマスの利活用に取り組みます。
- ・循環型社会形成のため、北はりま森林組合と協力して普及活動等を行います。

●再生可能エネルギーの導入

- ・環境への負荷が少ない再生可能エネルギーのさらなる普及と促進のため、太陽光発電等の導入に向けた調査・研究を行います。

●地域ぐるみで取り組む清掃美化活動の推進

- ・道路・河川等を、地域住民がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組みます。このことを通して、地域への愛着心を深め、地域コミュニティを促進します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|------------|------------|
| 1人1日あたりのごみ排出量 | 607g | 600g |
| 木質チップの生産量 | 3,725 トン/年 | 4,000 トン/年 |

関連計画

- ・多可町役場地球温暖化対策実行計画
- ・多可町バイオマスタウン構想

基本目標 2

安全・安心・快適を実感できるまち

政策 3 生活基盤の整備


- 施策 5 おいしい水を安定して飲める環境を整備する
- 施策 6 下水道の適切な維持管理を図る
- 施策 7 安心して住み続けるための住環境をつくる
- 施策 8 まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する

政策 4 交通環境の整備

- 施策 9 交流と経済を支える幹線道路を整備する
- 施策 10 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する

政策 5 安全・安心のまちの形成

- 施策 11 災害に強いまちづくりを推進する
- 施策 12 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する

| | | |
|------|----------------------|---|
| 政策 3 | 生活基盤の整備 |  |
| 施策 5 | おいしい水を安定して飲める環境を整備する | |

基本方針

安全・安心でおいしい水の供給、災害時にも安定的な給水を行うために施設及び管路の耐震化等の水準の向上に向けた取組に努めます。水道施設等の計画的な更新と、組織編制及び事務の効率化や施設管理体制の見直しなど積極的に推進します。

現状と課題

- 平成 28（2016）年 4 月 1 日に事業認可を変更し簡易水道を上水道に事業統合しました。
- 経営面では、人口の減少や節水機器の普及により水需要が減少しており、給水収益は減少傾向にあります。一方では多くの施設で老朽化が進んでおり、管路等の更新が求められています。水資源の有効利用を目的に、水道の有収率^{※1}を向上させる必要があります。
- 水道施設については、日常及び定期的な点検とともに、迅速な部品交換等を実施し、耐用年数を超えて使用できるよう努めています。管路については、漏水等の発生頻度の高い地域を優先的に更新し、耐震管に代替することにより耐震化と長寿命化を図っています。今後も更新計画と整合を図りつつ、長期的に使用できるよう維持管理を行っていきます。
- 人口減少や管路の老朽化等の問題については、近隣市町においても同様の問題が見られるため、3市1町（西脇市、加西市、加東市、多可町）の北播磨広域定住自立圏共生ビジョン水道事業広域連携会議等の場で引き続き、ハード・ソフト両面において連携対策を行います。

取り組む事項

●水道の整備

- ・水道施設等の計画的な更新を進め、組織編制及び事務の効率化や施設管理体制の見直しなどを図ります。

●水道事業経営の健全化

- ・水道経営において、民間ノウハウの活用や業務の効率化、省力化を考慮し、コストダウンできる業務については民間へ委託するとともに、施設等の耐震化や更新、日常の施設管理を適切に行えるよう技術継承に努めます。

●水道施設重点整備計画策定

- ・「水道施設重点整備計画」に基づき、アセットマネジメント計画、収支計画を策定し、財政シミュレーションの結果によっては、料金制度の見直しも含めた検討を行います。

めざそう値




| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------|-------|-------|
| 水道有収率 | 82.9% | 90.0% |

関連計画

- ・多可町水道ビジョン
- ・水道施設重点整備計画

【用語解説】

※1 有収率：有収水量（料金徴収の対象となった水量）÷給水量

| | | | | |
|---------------------|---------|---|---|---|
| 政策 3 | 生活基盤の整備 | 6 | 11 | 14 |
| 施策 6 下水道の適切な維持管理を図る | |  |  |  |

基本方針

今後、下水道施設の改築・更新等、下水道事業に必要な建設改良費が増加します。町の財政状況や少子高齢化等による人口減少等の下水道を取り巻く社会的・経済的環境が厳しくなっていくなかで、汚水処理事業のより一層の効率化を進めます。

このため、施設の統廃合とストックマネジメントを推進し、持続的かつ効率的な事業の実現をめざします。

現状と課題

- 本町の下水道建設工事は平成 12（2000）年度に概ね完了し、以後維持管理業務を重点的に行っています。
- 平成 27（2015）年度より下水処理場の老朽化対策や改築更新等の長寿命化工事に着手しており、今後も計画的に施設の改築更新を行っていく必要があります。このため、「多可町下水道ストックマネジメント計画」を策定して、公共下水道施設の改築計画を定めています。また、本町の下水処理人口は「生活排水処理計画」によると令和 7（2025）年度に 19,855 人にまで減少する見込みであり、下水道施設の統廃合による効率化を含め、維持管理経費の削減を計画的に実施していく必要があります。

取り組む事項


- 下水道施設の統廃合
 - ・今後の安定的な公共下水道事業の運営のため、令和 6（2024）年度を目標に下水処理施設を 15 ケ所から 8 ケ所に集約します。
- 下水道施設の長寿命化
 - ・下水道施設の改築、機能強化により、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|-------|------|
| 下水処理施設 | 13 ケ所 | 8 ケ所 |

関連計画

- ・生活排水処理計画
- ・ストックマネジメント計画
- ・多可町農山漁村地域整備計画

| | | |
|---------------------------------|---------|---|
| 政策 3 | 生活基盤の整備 |  |
| 施策 7 安心して住み続けるための住環境をつくる | | |

基本方針

豊かな自然と観光・交流施設等、地域の特性に応じた調和や活力を生む土地利用を推進します。そのため、町全域を見据えたうえで、住民の理解のもと、まちづくりの基本方針を策定し、安心して住み続けるための秩序あるまちづくりを計画的に行います。

また、路線バスの運行確保やコミュニティバス等の整備・充実を図り、子どもや高齢者等の交通弱者も安心かつ円滑に移動できる公共交通の確保に努めます。

現状と課題

- 都市公園は 15 カ所あり、安全性の確保を目的に、定期的に遊具等を目視点検し、老朽化したものは原則撤去の方針で対応しています。また、防犯対策も視野にいれて管理を行っています。
- 住宅については、住まいの新築助成制度等を活用して住まいの整備を支援してきました。今後も同制度を有効活用し、生活の質の向上を推進していく必要があります。
- 住宅のバリアフリー化については、高齢者福祉施策として、住宅助成事業を行っています。
- 公共交通については、利用状況等について検証を行い、より利用しやすくなるよう路線バス、コミュニティバスの運行を見直しています。バス運行空白地居住世帯にはタクシー利用助成券を交付しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大によりテレワーク、遠隔授業が増えたことでバス利用者が減少し、バス事業者の経営が悪化しています。利用者の少ない路線の廃止とその対策が必要です。
- 旧建築基準法（昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前）により建築された一般住宅等の耐震化を進め、災害に強い安全安心な住環境の整備を図ることが必要です。
- 老朽化した空き家が増加していることから、周辺住民の生活の安全を守るため、老朽空き家の撤去等の対策を進めていくことが必要です。

取り組む事項

●公共交通ネットワークの構築

- ・隣接市への移動となる広域連携交通と町内移動となる地域内交通については、路線バス、コミュニティバスの運行維持に努めます。バス運行のない公共交通空白地にはタクシー利用による移動が困難な町民一人ひとりが安心して元気に外出できる公共交通体系の構築をめざします。
- ・学校統合で遠距離通学となる生徒のためのスクールバス運行について検討します。

●住まいの新築助成制度、中古住宅購入助成制度、住宅リフォーム助成制度の推進

- ・地域資源等を活用した住環境整備に必要な支援策を展開することにより、地場産業の振興と町内建築業者の技能・技術の継承並びに地域経済の活性化と定住・移住促進を図り住みやすい住環境づくりを推進します。

●安心できる住環境の整備

- ・一般住宅簡易耐震診断推進事業に取り組み、耐震化を進め災害に強い住宅で住民が安心して生活できる住環境づくりへの啓発と支援を行います。

●特定空家等対策の推進

- ・適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないように、空き家対策ガイドラインに基づき空き家等に関する施策を推進します。

●一般住宅のバリアフリー対策

- ・現在または将来の身体状況に対処し、住みなれたところで、できるだけ長く暮らせるよう、住宅のバリアフリー化への支援を行い住環境の改善を図ります。

●定住の基盤となる計画的な土地利用の推進

- ・全町的な視点に立ち、町を一体的に整備、開発及び保全していくため、地域の土地を有効に活用できる仕組みを推進していきます。
- ・兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（緑条例）や「景観の形成等に関する条例」（景観条例）での規定に基づき、一定以上の規模の開発行為に対し適正な指導を行い、特色ある景観や自然環境を守り、保全していきます。
- ・土地に関する基礎資料となる地籍調査を、集落及び土地所有者の協力を得ながら、順次推進していきます。

●安全安心の公園整備

- ・地域住民の憩いの場、ふれあいと安らぎの場であるとともに、災害時等の避難場所となりうる公園について、定期的な点検パトロールと適正な維持管理を行います。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|--------------|----------|
| 路線バス・コミバス乗車人数 | 15.3万人/年（*1） | 15.4万人/年 |
| 住宅助成事業件数 | 70件/年 | 100件/年 |
| 耐震診断件数 | 56件 | 80件 |
| 特定空き家対策相談件数 | 37件 | 30件 |

（*1）現状値は令和元年度

関連計画

- ・都市計画区域マスタープラン（東播磨地域）
- ・多可町地域公共交通網形成計画
- ・多可町住宅マスタープラン

| | | |
|------|---------------------------|---------------|
| 政策 3 | 生活基盤の整備 | 11 住みかたのまちづくり |
| 施策 8 | まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する | |

基本方針

まちが有する地域資源を活用して、定住につながる地域基盤を構築します。そのため、住民・事業者・地域・行政が一体となり、空き家、町営住宅及び分譲地の活用等、定住・移住を促進し、まちの活性化に努めます。

現状と課題

- 町内に数多く存在する空き家を良質な住宅ストックとして有効活用できる仕組みづくりや物件の掘り起こしを官民協働で行う必要があります。宅地造成地「ハイランドかみの郷」については情報発信を強化し、定住促進につなげていくことが求められます。
- 町営住宅については、耐用年数が経過し、老朽化が懸念される住宅が存在するため、民間賃貸住宅と町営住宅とのバランスをとりながら、本町としての町営住宅の適正管理戸数を精査する必要があります。
- 町営住宅入居者の高齢化が進んでおり、見守りの体制づくりが必要です。

取り組む事項

●空き家等情報バンク制度の推進

- ・地域商社や宅地建物取引業者と連携を図り、空き家バンク^{※1}登録の充実を図ります。町のホームページに民間不動産情報を取り入れるなど、幅広く情報を発信していきます。
- ・増加する空き家について、先進地の事例を研究しながら効果的な取組について検討を行い、定住化につなげ、地域の活力をめざします。

●空き家活用の支援

- ・空き家の増加は、地域コミュニティの希薄化、地域活力の低下を招くとともに、放置されれば周辺の生活環境や安全性を悪化させることから、空き家を活用した事業への支援を推進します。

【用語解説】

※1 空き家バンク：空き家を探している方と空き家や空き物件を所有している方の縁結びをしようとする制度。

●宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売促進

- ・本町の地域性、強みをアピールしながら、「分譲地購入助成」、「住宅新築助成制度」、「子育て支援制度」等、様々な助成制度を活用しながら販売を促進し、定住につなげます。

●町営住宅の適正供給と適正な維持管理

- ・「多可町住宅マスタープラン」に基づき、町営住宅の適正供給を維持するとともに、民間賃貸住宅の供給促進と空き家の活用等を行いながら、「多可町公営住宅等長寿命化計画」により、施設の計画的修繕に努め、良質な住環境を整備します。
- ・高齢者世帯の増加対策として福祉施策と連動し、団地ごとに主体的に管理人を決め、区長、民生委員等、地域ネットワークにより推進するなど、地域において高齢者を見守る対応を引き続き行います。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------|-------|
| 空き家バンク登録者の内の契約数 | 87 件 | 140 件 |
| 宅地分譲地の契約件数 | 6 件 | 9 件 |

関連計画

- ・多可町住宅マスタープラン
- ・多可町公営住宅等長寿命化計画

| | | |
|------|--------------------|-------------------|
| 政策 4 | 交通環境の整備 | 11 国土強靱化 まちづくり |
| 施策 9 | 交流と経済を支える幹線道路を整備する | |

基本方針

国道及び県道は、都市部や近隣市町との交流促進や経済物流等、広域的なまちづくりを推進し、災害・緊急時の人員搬送の動脈となる重要な道路であることから、継続的な整備・改良が必要です。そのため、基幹道路網等の整備及び未改良部分の改良整備を関係機関とともに推進していきます。

現状と課題

○主な高速道路との連絡道路網や地域連携道路の整備については、期成同盟会等により広域連携することで、県等に要望活動を行っており、引き続き積極的な働きかけを行うことが必要です。

取り組む事項

●高速道路との連絡道路網の整備

- ・京阪神都市圏との時間距離の短縮と、ものづくり産業や観光産業の活性化を促す高速道路網へのアクセスとして重要な連絡道となる基幹道路の整備及び未改良部分の改良整備について、関係機関と調整を図りながら推進します。

●地域連携道路の整備

- ・地域連携道路の整備、北はりまハイランド構想におけるふるさと街道^{※1}及び未改良部分の改良整備について、関係機関と調整を図りながら推進します。
- ・北はりま定住自立圏構想等の協定に基づき、圏域の活性化に必要不可欠となる主要道路の整備促進に向け、早期事業化に向けた調査検討や関係機関への提案を行います。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|-----|
| 基幹道路網整備進捗率（*1） | 50% | 79% |
| ふるさと街道進捗率 | 84% | 91% |

（*1）国道 427 号（豊部バイパス）、県道多可北条線（坂本）

【用語解説】

※1 ふるさと街道：県道加美八千代線（大屋、三室）

| | | |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 政策 4 | 交通環境の整備 | 11 生活道路の整備 生活道路の整備 |
| 施策 10 | 快適な暮らしを実現する生活道路を整備する | |

基本方針

生活道路や橋梁整備を充実させ、安全で快適なまちをめざします。そのため、日常生活と密着した道路等について、町内や集落間の連携を強化する道路ネットワークを整備し、利便性と安全性の向上に努めます。

現状と課題

- 道路整備は、集落の要望に基づき計画的に行っていますが、今後も緊急性や費用対効果を考慮し、より効率的・効果的に道路整備を進めていくことが必要です。
- 橋梁については、今後増大する高齢化橋梁にかかる予算の平準化及び維持管理コストの縮減を定めた道路橋長寿命化計画及び橋梁定期点検により、適切な維持管理を行うことが必要です。

取り組む事項

●生活道路の整備

- ・日常生活に密着した生活道路について、快適で利用しやすい道路環境の実現をめざし、集落からの要望等に基づき、計画的に改良整備を行います。

●橋梁の整備


- ・道路橋長寿命化計画及び橋梁定期点検の判定結果に基づき、緊急性の高い橋梁から計画的に橋梁修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------|-------|
| 町道改良済延長 | 281km | 285km |

関連計画

- ・多可町橋梁長寿命化修繕計画

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 政策 5 | 安全・安心のまちの形成 |  |
| 施策 11 | 災害に強いまちづくりを推進する | |

基本方針

住民が日頃から災害に備え、いざという時に落ち着いて素早く行動できる防災意識の高いまちをつくります。そのために、河川や治山整備を推進するとともに、防災訓練等を通して、平常時においても防災意識をもって行動できる住民や自主防災組織の育成に努めます。また、避難情報伝達手段の整備や、要援護者への支援体制を構築するなど、減災に努めます。

現状と課題

- 河川整備、砂防施設整備については、兵庫県北播磨地域社会基盤整備プログラムと必要性に基づき、順次整備を行っており、引き続き継続していくことが必要です。
- 土石流・崩壊・地すべり等の可能性のある箇所において、山地災害防止のため治山事業を行っています。また、災害発生の可能性のある森林地区に対して、適切な森林の保全・管理を行っており、引き続き継続していくことが必要です。
- 農業用ため池に対しても防災意識の向上を図り、ため池管理者に対して適切な保全・管理の啓発に努めることが必要です。
- 消防団員の不足が年々深刻化するなか、消防団組織の機能維持に努めることはもちろん、自主防災組織と連携した地域の防災体制を確立することが課題となっています。各集落において自主防災組織の育成は進んでいますが、今後は研修等を通じて、自主防災組織の活動強化を図ることが必要です。
- 防災行政無線や河川の水位計、河川監視システム、サイレン子局の整備が完了したことから、今後はこれらの設備の適正な運用を図ることが必要です。
- 災害時要援護者に関する支援体制として、災害対策基本法の一部改正に基づく避難行動要支援者名簿（災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿）を作成し、防災部局と福祉関係部局との連携強化を図り、支援体制を構築しています。さらに自主防災組織と連携し個別の支援計画の作成を進めています。

取り組む事項

●河川改修の推進

- ・国、県と連携し、一級河川（加古川）水系の杉原川・野間川等の整備に努めるとともに、中小河川も計画的に改修を行います。
- ・雨水の流出量を抑える流域対策と浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた、総合的な治水方策について、地元要望等を踏まえながら推進していきます。

●治山事業の推進

- ・山崩れ、土石流、地すべり等の山地災害によって被害を受けるおそれがある場所や重要な水流域及び市街地周辺等の森林において、治山施設を計画的に設置し、災害を未然に防止します。また、山崩れ等の災害が発生した場合、再び災害が発生しないよう速やかに復旧を行います。

●農業用施設の災害対策

- ・農業用ため池に対しての防災意識の向上を図り、ため池管理者に対して適切な保全・管理の啓発に努めます。
- ・兵庫県総合治水条例に基づき、農業用ため池や田んぼを活用した雨水貯留対策を推奨し、農業の多面的機能の発揮による総合治水を推進します。

●危機管理体制の強化

- ・災害に対する予防・応急・復旧・復興に対応するため、「多可町地域防災計画」を随時見直し、防災体制を強化することで、住民の生命、身体及び財産の保護に努めます。
- ・防災計画の目的である人命や生活・財産の保護だけでなく、災害や事故後でも行政が提供するサービスを維持継続させるため、策定済みの事業継続計画（BCP）を全課に周知します。

●防災体制の強化

- ・防災行政無線、携帯電話メールによる「たかちょう防災ネット」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)^{※1}、「たかテレビ」、携帯電話会社の緊急速報、インターネット（多可町防災気象情報サイト）等を用いて住民に正確で速やかな情報の伝達を行います。
- ・避難行動要支援者名簿を活用した要援護者への支援と避難体制の整備に努めます。
- ・町及び消防署や消防団等防災関係機関において、初期対応訓練を継続的に行うことで、有事の際の迅速で効果的な対応に備えます。
- ・消防施設整備計画に基づき、消防車両や消防資機材の計画的な整備・更新を進めるとともに、消防施設の適正化を図り、消防団の消防力向上に努めます。
- ・24時間対応の消防救急体制の充実強化を推進します。
- ・新たな感染症対策にも配慮した防災体制の確立をめざします。

●自主防災組織の育成（自助・共助の育成）

- ・将来における集落での防災体制の担い手として、防災や危機管理に関する知識や技術を身につけた防災リーダーの養成と資質向上、知識や技術の継承、ネットワーク化の推進を支援します。
- ・自主防災組織が有効に機能するよう自主防災組織の活動を支援し、町民一人ひとりの防災意識を高めます。

●福祉避難所の開設

- ・ポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた福祉避難所を、町内高齢者・障がい者施設の協力のもと開設し、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対応します。また、円滑な開設のために図面などの作成を進めます。

●避難支援個別計画の策定

- ・避難行動要支援者には、避難所等への送迎時等、避難の際の支援者になりうる地域の防災組織等に、一部の情報を提供することに同意していただくよう勧め、避難支援個別計画の策定を行います。また、研修会の開催等によって作成を支援します。

めざそう値


| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|------|------|
| 治山事業 | 34ヶ所 | 60ヶ所 |
| 防災行動計画策定集落数 | 57集落 | 62集落 |

関連計画

- ・多可町地域防災計画
- ・多可町国民保護計画
- ・多可町水防計画

【用語解説】

^{※1}全国瞬時警報システム（J-ALERT）：気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムのこと。

| | | |
|-------|---------------------|---|
| 政策 5 | 安全・安心のまちの形成 |  |
| 施策 12 | 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する | |

基本方針

一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールとマナーを遵守した交通事故のない安全なまちをめざします。そのために、地域ぐるみで交通危険箇所を把握し、安全で快適な通行歩行環境の確保に努めます。また、自主防犯活動に対する意識を高めるとともに、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備を行います。さらに、住民が悪質な販売や消費者被害に巻き込まれないよう、啓発活動や相談窓口の充実に努めます。

現状と課題

- 子どもや高齢者等交通弱者の交通事故の防止が求められています。特に高齢者の事故が多く発生していることから、高齢者教育を積極的に実施していくことが必要です。
- 子どもや高齢者が安心して道路を利用できるよう、町内道路の点検を行い、危険箇所や道路標識など交通安全施設の整備についての改善を行っており、引き続き継続していくことが必要です。
- 子どもが巻き込まれる犯罪の増加等について、専門機関だけでなく、地域ぐるみでの防犯活動の必要性が高まっています。
- 巧妙な手口による悪質商法や詐欺、多重債務の被害が後を絶たないことから、専門員を配置した消費生活センターを設置し、きめ細かな対応を行っています。西脇市と連携して、消費者生活センターの広域による相談体制を整えています。
- 「多可町新型インフルエンザ等対策行動計画」を兵庫県計画の見直しを受けて、平成 27 (2015) 年度に再策定しました。また、令和 2 (2020) 年 1 月には特措法や政府行動計画、県行動計画を踏まえて「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」を対象とする計画に修正をしました。新型コロナウイルス感染症はもとより、新たな感染症による健康危機事案の発生に備え、兵庫県や医療機関等と連携し、適切に対応できる体制を整えることが必要です。

取り組む事項

●交通安全対策の推進

- ・交通事故多発地域の把握や点検、学校や関係機関との連携による通学路の点検により、危険箇所における対策を実施します。また、カーブミラー及び警戒標識等の適切な維持管理に努めます。
- ・交通事故の被害に遭いやすい、幼児、児童、生徒、高齢者を対象に、交通安全教室を充実させ、交通ルールとマナーの普及・啓発を促進します。
- ・高齢者に対しては、民間の協力を得ながら安全運転の実地指導等を行います。

●防犯体制の充実

- ・犯罪を未然に防ぐため、防犯パトロールを継続するとともに防犯灯の適切な配置と管理について、行政と地域の協働により維持していきます。

●消費者対策の推進

- ・消費生活に関する啓発活動を強化し、消費者としての知識を得る機会を提供することで、被害を未然に防止できる地域ぐるみの取組を推進します。
- ・消費生活相談員の研修を十分に行うことでスキルアップし、相談者に分かりやすく丁寧な相談体制を維持します。また、啓発活動や講演会については、感染症にも配慮した手法などを工夫して行います。

●感染症対策と新たな感染症予防

- ・感染症発生等の緊急時に対応するため、県等と連携しながら、感染症対策の充実に努め、正確かつ迅速な情報提供により、感染症拡大の防止に努めます。
- ・予防接種については、正しい知識の普及と理解を深め、接種率の向上に取り組みます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------|---------|
| 人身事故発生件数 | 25 件/年 | 40 件/年 |
| 多可町消費者センター相談件数 | 109 件/年 | 100 件/年 |

関連計画

- ・多可町交通安全計画
- ・多可町新型インフルエンザ等対策行動計画

基本目標 3

働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち

政策 6 働く場の充実



- 13 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす
- 14 継続的な創業・起業を支援する

政策 7 産業の振興

- 15 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる
- 16 収益のある農業の振興を図る
- 17 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る

政策 8 定住・交流の促進

- 18 まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る
- 19 地域の魅力の発信を通してまちへの移住促進を図る
- 20 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる

| | | | |
|-------------------------------|--------|---|---|
| 政策 6 | 働く場の充実 | 8 働きがいも 経済成長も | 9 働き方改革を 推進しよう！ |
| 施策 13 生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす | |  |  |

基本方針

あらゆる産業を振興し、就業・雇用の確保を図るため、企業誘致を推進するとともに、農林業・商工業の経営者・技能者・技術者の育成支援の強化に努めます。さらに、若者が地元の産業や企業に関心を持ち、自分がやりたい職業を地元で発見できるよう、企業・事業者・ハローワーク等の各機関と連携し、地元就職活動の支援に努めます。

現状と課題

○景気の停滞により、新規企業の誘致は思うように進まないのが実態ですが、企業の規模拡大を含めると企業の立地は進んでいます。今後は、町・企業・商工会の連絡・連携を密にしながら情報発信に努め、企業の進出・規模拡大を図っていくことが課題となっています。

取り組む事項

●企業誘致事業の推進

- ・社会動向や地域ニーズに対応し、多可町産業立地等促進特別措置条例等の企業促進策により、町・企業・商工会の連絡・連携を密にしながら情報発信に努め、企業の進出・規模拡大を図っていきます。商工会による空き物件情報の提供等により、サテライトオフィス^{※1}等の利用に向けた情報提供も行います。また、既存企業の規模拡大等による雇用機会を拡大するため、優遇制度等の周知徹底を行います。
- ・工場適地について、産業振興課、建設課、上下水道課と連携し、候補地の調査や整備を行います。また、工場適地パンフレットを更新し、積極的に情報を発信します。

●経営体質の強化に取り組む企業支援

- ・中小企業の活性化と経営体質強化のため、中小企業者の経営安定化や設備の近代化・高度化に必要な制度資金融資に対する利子補給等の支援を行います。また、経営や技術の改善・発達に向け、商工会と連携しながら学習機会を提供します。

●雇用情報の発信

- ・地域の高校生へ雇用に関する情報提供を継続するとともに、町外で暮らす学生・若者等に対して町内企業情報を積極的に情報発信します。

●ワークシェアリング^{※2}の促進

- ・短時間労働等、地域住民の要望に沿った雇用形態を推進することで、元気な高齢者や子育て中の人に対する雇用の場を確保し、地域の活性化を図ります。

●安心して働ける環境づくりの推進

- ・従業員の安全・健康に対する配慮が行われるよう、最低賃金の周知や履行の徹底を呼びかけ、商工会が主体となって健康診断等の福利厚生や職場環境の充実を推進していきます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----|-----|
| 企業立地・規模拡大件数 | 8件 | 20件 |



関連計画

- ・多可町企業立地基本計画

【用語解説】

※1 サテライトオフィス：企業・組織の重要拠点から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

※2 ワークシェアリング：雇用の維持・創出を目的として、多くの人で仕事を分け合い、一人あたりの労働時間の短縮を行うもの。

| | | | |
|----------------------|--------|---|---|
| 政策 6 | 働く場の充実 | 8 働きがいも 成長もある | 9 働き方改革を 推進しよう |
| 施策 14 継続的な創業・起業を支援する | |  |  |

基本方針

創業支援事業計画に基づき、創業・起業へのきっかけづくりから起業後の経営支援に至るまでの一連の支援策を関係機関と連携して行うことにより、創業者を増やすとともに起業後の事業成長を促進します。

現状と課題

○平成 27（2015）年度に策定した「多可町創業支援事業計画」に基づいて、町内で創業・起業する個人を支援する体制を整えています。商工会等と連携し、情報提供や資金援助等を継続的に実施していく必要があります。

取り組む事項

●ワンストップ相談窓口の設置

- ・創業支援相談窓口を設け、商工会、金融機関等と連携して様々な創業時の課題を解決できるようにします。また、商工会において適切なコーディネートを行うことができる経営支援員を配置し、町と連携して支援を行います。

●創業塾の開催

- ・特定創業支援事業として、特に若者に向けて町及び商工会が実施する創業塾で経営、財務、人材育成、販路開拓の各講座を開催します。また、受講者には、資金援助等の優遇措置を講じることで、創業・起業を促進します。

●事業継承への支援

- ・中小企業の高齢化が進むなか、企業が事業を継続していくため、事業継承セミナーを行うなど、第三者への事業継承も含めて支援していきます。

●U I J ターン希望者や若者への情報発信

- ・定住移住促進事業と連携し、U I J ターン希望者や若い世代に創業・企業支援情報を発信します。

めざそう値



| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|------|------|
| 創業・起業者数 | 29 名 | 40 名 |

関連計画

- ・多可町創業支援事業計画

【用語解説】

※1 ワンストップ：1ヶ所の窓口カウンターで用事が完結すること。

| | | | |
|-----------------------------------|-------|---|---|
| 政策 7 | 産業の振興 | 8 増産・高付加価値 産品の開発 | 9 産地・産品連携の 推進を図る |
| 施策 15 商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる | |  |  |

基本方針

事業者・商工会・行政・地域商社が協力・連携し、地域が一体となって地域資源を活用した個性豊かな「多可町ブランド」の確立を図り、地域の商工・農・林・畜産業の活性化をめざします。そのために、若い世代に地域の伝統や生産技術の継承を積極的に行い、後継者を育成するとともに、酒造好適米山田錦の生産等についての組織化を進め、「日本酒で乾杯のまち」の発信に努めます。

現状と課題

- 付加価値の高い農産物等については、遊休地を活用する農産物の栽培（ラベンダー等）、にんにくや二次製品の開発に取り組んでいます。今後は、販売促進に向けた販路の拡大が課題となっています。
- 特産品については、認証件数が一定数に達したことから、今後は認証商品の認知度向上と差別化を図っていくことが必要です。特産品等情報については、多可町特産品認証制度の製品を町のホームページから一括して情報発信しており、多可町ブランドの発信の強化を地域商社と連携する必要があります。
- 町内産木材については、新たな販路の拡大が課題となっています。
- 町内産山田錦については、「山田錦発祥のまち」としてのブランド力を高め、安定した生産量を確保していくことが課題となっています。
- 地場産業である播州織を支える人材育成については、商工会を通して、北播磨地域中小企業支援センターと連携し、経営革新・経営改善等について、無料専門家派遣制度を活用しながら、経営助言を行っています。また、播州織の良さを広めるため、商品開発したものを町内外で販売・PRしています。今後は、販売促進に向けた販路の拡大が課題となっています。

取り組む事項

●多可町ブランドの推進

- ・地域が一体となったブランド化を進めるため、地域の景観や自然、歴史、文化、風土、素材等を関連させ、付加価値の高い商品・サービスを研究・開発するとともに、SNS^{*1}等の様々な媒体を活用した認証商品の認知度向上の取組、地域商社等との連携、ふるさと納税の制度等を活用して積極的な情報発信を行います。
- ・商工会・大学等との産学連携により町の個性と特性を凝縮させた新たな特産品の開発に向け、調査・研究を行います。
- ・ラベンダー等精油を生かした高付加価値商品の開発、販路開拓を支援します。
- ・特産品加工グループの商品の販路開拓支援・販売支援を引き続き行います。
- ・「多可町産山田錦」の他にも多可町ブランドとなりうる生産作物についての調査・研究を行います。

*1 SNS：27P 参照

●町内産木材の活用方法の開拓

- ・加古川流域でつながる取組や、「多可ヒノキ」等、本町の森林、木材を知ってもらう機会の創出、県等と連携した木材活用の文化醸成を図ります。
- ・森林環境譲与税を活用し、非経済林の間伐木材産業育成、森林空間利用、地域産材の利用拡大を図ります。

●「日本酒で乾杯のまち」戦略の推進

- ・農協、酒造会社、山田錦部会と提携し、多可町産山田錦の契約栽培等による安定した出荷量、さらなる品質向上を図るとともに、「山田錦発祥のまち」かつ「日本酒で乾杯のまち」を広く発信し、「多可町産山田錦」のブランド化を確立します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-------|-------|
| 特産品認証件数 | 138 件 | 200 件 |
| 山田錦契約栽培面積 | 343ha | 350ha |

関連計画

- ・多可町企業立地基本計画



施策 16 収益のある農業の振興を図る

基本方針

特色ある農産物の生産や6次産業化^{※1}への検討、特産加工物の開発等により、収益のある農業の振興を図ります。そのために、集落営農組織^{※2}や認定農業者への農地集積等、規模拡大による農業経営の効率化を図るとともに、スマート農業の推進、多様な担い手の育成・確保に努めます。また、農業競争力を強化するとともに、直売所等を活用して顧客を開拓し、地域農業の活性化に努めます。

現状と課題

- 農業者の高齢化や後継者不足対策として、それぞれの集落・地域が抱える農業問題を解決し、効率的な農業経営による地域農業の振興を図ることが求められます。
- 有機農法や完熟堆肥散布等、特色ある農業への支援を行うことにより、他の地域との差別化を図る取組を行っています。
- 良質な野菜栽培に意欲的な農業者を対象に、野菜づくり講習会を開催し、栽培方法や農産物の品質向上、経営意識の向上、農薬の取り扱い等について指導を行い、道の駅等直売所での販売につなげています。引き続き継続して支援することにより、地産地消を推進していくことが求められます。

取り組む事項

● 担い手育成と集落営農組織への支援

- ・ 「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を支援します。
- ・ 農業経営の安定化と後継者育成を図るため、引き続き、認定農業者等の意欲のある農業者に農地を集約するとともに農業の効率化への支援を行い、集落営農組織の法人化を推進します。
- ・ 1次産業（農林業）、2次産業（加工）、3次産業（流通・販売）の融合を図り、農林水産物等に新たな付加価値を生み出す6次産業化やICT、IoTの技術を取り入れたスマート農業のような、新たな取組を支援します。

● 食の安全と地産・地消の推進

- ・ 農業の担い手育成として、野菜づくり講習会を行い、安全安心の野菜づくりに関する知識習得と技術育成を図るとともに、集配や数量確保等、新たな供給ルートの模索、継続的かつ安定的に地域へ供給できるシステムづくりに取り組みます。
- ・ パイプハウスの建設助成等により、収益性の高い地域農業を推進していきます。

【用語解説】

※1 6次産業化：農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々もっている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。具体的には、農林漁業者が、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

※2 集落営農組織：P24 参照。

●農産物直売所等の充実



- ・農産物直売所や道の駅等における農林産物や加工品等の多様な品揃えと品質向上に努め、生産者と消費者の距離を近づけ、ふれあう機会を創出します。また、道の駅「杉原紙の里・多可」や道の駅「山田錦発祥のまち・多可」を中心に直売所等の魅力も高めます。
- ・観光客だけではなく地域住民にも農産物直売所や道の駅等の情報を発信し、売上や出品者の増加をめざします。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------------|-------------|
| 農業生産法人数 | 10 法人 | 12 法人 |
| 直売所の売上高 | 21,038 千円/年 | 25,000 千円/年 |

関連計画

- ・多可町農業振興地域整備計画

| | | | |
|----------------------------|-------|---|---|
| 政策 7 | 産業の振興 | 8 増産がいの 増産促進 | 9 産業と地域振興 連携を促す |
| 施策 17 優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る | |  |  |

基本方針

自然や景観、歴史、文化を大切にしながら、誰でも気軽に訪れ、また、何度でも行ってみたいと思える賑わいと活気のある観光のまちをつくります。そのために、住民・地域・事業者・関連団体・行政が一体となり、自然・歴史・文化等の多様な地域資源を活用することで本町の魅力を引き出し、観光客の増加、地域の活性化に努めます。また友好・交流都市における地域間交流を推進します。

現状と課題

- 観光交流人口については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、比較的安定して推移していました。実績は、107万人（H29年度）、110万人（H30年度）、104万人（R1年度）、83万人（R2年度）です。
- 観光振興は、多可町観光交流協会を主体に「地学地創」「美・感・遊・創」をキーワードに掲げ、「こころ癒せる」多自然居住の農村と都市住民の交流拠点をめざし、活発な取組を進めています。今後はさらに情報発信の強化が必要です。
- 田園空間博物館としてサテライト登録している自然、伝統文化、建物、地域の産業や住民生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源を活用、都市住民との交流を通じた地域づくりを進めています。

取り組む事項

●観光交流の推進

- ・多可町観光交流協会及び交流体験施設と連携し、積極的な観光PRを行います。また、既存の観光資源のさらなる活用とともに、新たな観光資源として地元産品を使った創作料理を広めるなど、観光客の増加につながる事業を推進していきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の観光資源に加え、新しい価値・サービスの需要に対応した観光資源を発掘するように努めます。

●「道の駅」を拠点とした振興

- ・「道の駅」を拠点に、人と人との出会いと交流を促進する「ヒューマンステーション」、まちづくりテーマをつなぐ「テーマステーション」として、特産品展示販売と総合案内を行い、都市と地域との交流を促進します。
- ・各施設がタイムリーな町内の観光案内ができるよう、情報提供の強化を図るとともに、各施設の職員が、観光案内のスキルを向上させ、よりの確に、町内施設、観光スポットへ観光客を誘導することで、観光交流人口の増加に努めます。

●健康保養地事業の推進

- ・なか・やちよの森、翠明湖、ラベンダーパークなど恵まれた地域資源を活用し、ウォーキングコースの整備、住む人・訪れる人、すべての人の“心と体を癒やす”地域づくりを推進します。
- ・健康保養地事業を健康増進の目的にとどまらず、新たな観光素材として位置づけ「旅をして健康になる」というテーマを掲げ、観光と健康の両面から人を誘致します。また森林環境譲与税を活用し、都心部からの参加者の増加を図り、町内施設の利用者増に努めます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-------------|----------|
| 観光入込客数 | 104万人/年（*1） | 126万人/年 |
| ウォーキング事業参加者数 | 2,414人/年 | 4,500人/年 |

（*1）現状値は令和元年度

| | | |
|-------|--------------------|-------------------|
| 政策 8 | 定住・交流の促進 | 11 住み続けたいまちづくりの推進 |
| 施策 18 | まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る | |

基本方針

住み続けたい、住んでみたいと思えるまちをつくります。そのために、独身男女の出会いの場の創出や多地域・多世代間交流を推進し、地域の活性化に努めます。

現状と課題

- 夏季には花火や盆踊りを通して多世代間交流を促進しています。「ふるさとの夏まつり」については、お盆の帰省客や住民等、幅広い年齢層が一同に集う場として、毎年多くの来場者で賑わっています。
- 町内在住の若者の未婚化・晩婚化が深刻化するなか、多可町婚活ネットワーク協会を設立して出会いの場づくりの活動を推進しています。

取り組む事項

- まちを育む地域間交流の促進
 - ・まちを育む意識の醸成を図るため、夏まつり、産業展、文化祭等を通して、幅広い世代間、地域間の活動や交流を促進します。
- 定住化対策としての交流事業の推進
 - ・町内在住の若者の未婚化・晩婚化問題が深刻化するなか、人口減少の抑制、定住促進、地域力の向上を目的に、多可町婚活ネットワーク協会がパートナー登録制度や独身男女の出会いの場を積極的に提供していきます。
- 若者の地元定着促進事業の推進
 - ・若年層の地元回帰、定着を図るため、修学時に借り入れた奨学金返還を支援します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----------------|------------|
| 夏まつり・産業展参加者数 | 12,500 人/年 (*1) | 16,000 人/年 |

(*1) 現状値は平成 30 年度

基本方針

本町の魅力を広く発信し、住みたいまちとして選ばれるよう移住希望者へ移住促進を図ります。また、ふるさと回帰への活性化を支援します。

現状と課題

○本町の人口は、今後、減少傾向が続くと予測されています。ふるさと回帰希望者をはじめ、本町の有する「魅力（田舎であることの良さ等）」を求める移住希望者への受け入れ体制や支援策を充実させることによって、本町への定住・移住を促進していくことが課題となっています。

取り組む事項

●定住コンシェルジュ^{※1}の活動促進

- ・移住者希望者の多様なニーズに応えるため、定住コンシェルジュ事業等の体制・内容をさらに検討します。

●移住者向けの情報発信の充実

- ・移住定住支援サイトを窓口にし、移住希望者からメールでの問い合わせや空き家バンクの利用申し込みの対応を行うとともに、各住宅助成事業のPRをし、移住定住につなげます。
- ・特に若者世帯に移住してもらえるように、「子育て支援ガイド」等を活用しながら、本町の子育て環境の良さをPRします。

めざそう値


| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----|------|
| 定住コンシェルジュ相談による移住件数 | 61件 | 120件 |

関連計画

- ・多可町住宅マスタープラン

【用語解説】

※1 定住コンシェルジュ：コンシェルジュは各種情報を案内する人という意味。町の定住促進施策にアドバイスをもらい、定住希望者へ情報発信と橋渡しを行う役割を担う。

| | | |
|-------|-----------------------|---|
| 政策 8 | 定住・交流の促進 |  |
| 施策 20 | 地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる | |

基本方針

農業・農村の多面的な価値が発揮できる「都市農村交流」を推進します。そのために、都市住民に対してまちの魅力をタイムリーに発信し、あわせて各交流施設等の連携・協力を推進します。

現状と課題

- 野菜づくりを楽しみながら、地域住民や他の利用者との交流を深めることで農村地域の活性化を図る滞在型市民農園を4施設125区画で提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活スタイルの変化によって、施設の利用率が高まったため、この状態が継続することをめざします。また、民営化済みの1施設に続き、後期期間中にはすべてが民営化できるよう、事業継承者の検討など進めていきます。
- 「体験できる田舎」、「体験できる多可」など本町の魅力を発信し、交流促進につなげるため、情報発信の強化を図ることが必要です。
- 本町は、平成27(2015)年11月、宮城県村田町と姉妹都市協定を締結し、平成28(2016)年4月には鳥取県若桜町、福井県若狭町の2町と友好交流協定を締結しました。今後も様々な分野で交流を促進していくことが求められます。

取り組む事項

●滞在型市民農園事業の推進

- ・スローライフが実現できる滞在型市民農園の活用を通して田舎の良さをアピールするとともに、さらなる都市住民との交流を促進していきます。民営化済み施設を除く3施設が、後期期間中に開設後20年を経過することから、現在の管理者、地元意向を確認しつつ、事業継承、施設の譲渡など、農地への復旧も含めて、資産の有効活用を図ります。

●「体験できる田舎」、「体験できる多可」の推進

- ・四季折々の自然を生かした体験滞在者を増やす仕掛けづくりを行うことで、リピーター（多可町ファン）を増やす取組を行い、賑わいの創出をめざします。

●姉妹都市等との交流の促進

- ・姉妹都市協定や友好交流協定を締結した都市と行政同士だけではなく町民同士においても交流促進を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|--------|--------|
| 滞在型市民農園契約件数 | 125件/年 | 125件/年 |

基本目標 4

地域主体で支え合い、助け合う 健康で人にやさしいまち

政策 9 健康づくりの推進

施策 21 住民主体の健康づくりを推進する

施策 22 食育をさらに推進する

政策 10 地域主体の福祉の充実


施策 23 健康でいきいきと暮らすことのできる高齢者福祉を推進する

施策 24 とともに生きる障がい者福祉を充実する

政策 11 医療・社会保障の充実

施策 25 安心できる地域医療体制を確保する

施策 26 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 政策 9 | 健康づくりの推進 |  |
| 施策 21 | 住民主体の健康づくりを推進する | |

基本方針

一人ひとりが自ら主体となって健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちをめざします。そのために、健康づくりの場と機会を提供し、住民の健康維持と健康増進の意識を高め、健康の自己点検に活用できる各種健康診査の受診率の向上を図ります。

現状と課題

- 医療機関での健診体制を整えるなど、受診しやすい環境整備に努めています。また、健康管理情報システムを活用して、町ぐるみ健診データに加え、医療機関での健診データについても一元管理をし、住民の健康管理に生かしています。
- がん、心疾患、脳梗塞、糖尿病といった生活習慣病が多く、死亡原因の半数以上を占めています。また、医療費全体に占める生活習慣病の割合が高く、医療費の高騰にもつながっています。そのため生活習慣病の予防、早期発見が早急の課題となっています。
- 医療費適正化・生活習慣病対策の一環として、糖尿病、慢性腎疾患等のハイリスク者に対して、医療機関と協力して重症化予防に取り組んでいます。
- 本町は、全国と比べて町民の「運動」の実施率が低い状況となっています。「運動」は、「栄養」「休養」とともに生活習慣病予防の柱となるため、運動の大切さを伝え、一人ひとりの意識を高める啓発活動を引き続き実施していくことが必要です。

取り組む事項

●生活習慣病の減少と予防対策の充実

- ・糖尿病等の生活習慣病の減少を図るため、特定健診・特定保健指導を効果的に行うことにより、国民健康保険被保険者の健康づくりを進めるとともに、職域保険と連携し、住民の健康増進に努めます。
- ・自分の健康は自分で守れるよう、積極的な情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、集落ごとの学習会や近隣同士の声かけにより地域全体で健康意識の向上を図ります。
- ・生涯スポーツ所管課、健康づくり所管課等、関係機関が連携し、健幸ポイント事業や健康保養地事業などにより健康の維持、増進のための運動実践を支援します。

●病気の早期発見と早期治療

- ・死亡原因の第1位を占めるがんについて検診体制の充実を図ります。
- ・糖尿病、慢性腎疾患等のハイリスク者に対して、医療機関と協力して引き続き、重症化予防に取り組めます。
- ・健診情報利活用に向けた連携体制づくりを進めます。オンライン相談等 ICT を活用した環境整備を整えます。

●心の健康づくり（自殺予防対策）

- ・心の健康問題を抱える人や家族にとって、相談しやすい窓口をつくるとともに、関係機関と連携し、地域で安心して生活ができるよう支援を行います。


めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|---------|--------------|
| 大腸がん検診受診率 | 37.6% | 50.0% |
| 自殺率 | 4.1 人/年 | 2.9 人/年 (*1) |

(*1) 目標値は令和元年～令和7年の平均値

関連計画

- ・多可町健康増進計画
- ・いのち支える多可町自殺対策計画
- ・多可町国民健康保険データヘルス計画
- ・多可町特定健診・特定保健指導実施計画

| | | |
|-------|------------|---|
| 政策 9 | 健康づくりの推進 |  |
| 施策 22 | 食育をさらに推進する | |

基本方針

心身ともに健やかで明るく活気のあるまちづくりの原動力として、食の安全確保に努めます。そのために、健康づくりの基本となる食育の重要性について、地域や関係団体と連携して啓発活動を推進し、住民一人ひとりが健全な食生活を行えるよう支援します。

現状と課題

- 乳幼児健診や各種教室で、乳幼児の健やかな成長発達、子どもの頃からの生活習慣の確立と定着のために、食生活の正しい知識の普及や親への支援を行っています。
- 成人では、女性のやせの増加、男性の30歳代からの肥満、20～30歳代の朝食の欠食等、性別・年齢に応じた健康課題があり、体重コントロールや栄養バランスの知識の普及を健康相談・健康教育の場で行っています。
- 多可町いずみ会により、調理実習を通して食育や食生活の改善等「食の大切さ」について普及・啓発を進めています。
- 学校や認定こども園において、栄養教諭や栄養士によって、実態に即した食育指導を随時行っています。
- 上述の子どもから成人までを対象とした「食育」の取組を継続して実施していくことが必要です。

取り組む事項

●学校給食における食育の取組

- ・食育授業、学校給食センター見学、地産地消・旬の野菜の調達、給食時間での教諭による指導等を通じて、食の重要性について周知を図り、食を大切に作る心を醸成します。

●地域における食生活改善のための取組の推進

- ・幼い頃から健康を維持するための基礎となる食に関する知識や、食を選択する力を身につける食育を関係機関と連携して推進します。
- ・朝食摂取率を維持するため、朝ごはんの大切さや必要性等を伝え続けることに加え、食事内容がより充実するように関係機関と連携して情報発信等を展開していきます。
- ・多可町いずみ会等の地域団体と連携して、地域における食育や食生活の改善等を推進します。
- ・ライフステージにあった食を通じた健康づくりを推進します。

●食育活動の推進

- ・健康づくり所管課、農業振興所管課、学校教育所管課等、関係機関が連携し、食文化の伝承活動、地産地消、食の安全、食品ロス^{※1}削減など、食育について、オンライン等の手法も取り入れつつ啓発活動を推進します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|--------|---------|
| 食育活動回数 | 49 回/年 | 111 回/年 |

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町食育推進計画
- ・多可町健康増進計画

【用語解説】

※1 食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。



基本方針

「敬老の日発祥のまち」として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをつくります。そのために、保健・医療・福祉等相互の連携強化を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう、住民へ自発的な介護予防の取組を啓発し、介護が必要となったときも、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを利用しながら、地域で生活が送れるよう支援します。

地域住民が、互いにつながり、思いやりをもち、高齢者を地域ぐるみで支え合うまちをつくります。そのために、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が相互に連携し、継続的かつ専門的に高齢者を支える人材の確保に努めるとともに、地域での支え合いや地域福祉の向上に努めます。

現状と課題

- 昭和 22 (1947) 年から続いている町主催の敬老会を毎年 9 月 15 日に開催しています。今後も「敬老の日発祥のまち」として、敬老事業を続けながら、敬老の精神を後世に受け継いでいく必要があります。
- 高齢化が進行するなか、できる限り住み慣れた自宅や地域で快適な生活を営むことができるように、必要な医療・介護サービスを提供できる体制を構築することが課題となっています。
- 地域の住民が中心となって、公民館等の近くの集会所を利用して、誰もが気軽に集える場をつくり、地域での孤立や引きこもりを防ぎ、世代を超えた仲間づくりを行うことを目的として「ふれあいきいきサロン」を開催しています。今後、高齢化が進展するなか、より多くの高齢者が参加できる体制を整えるとともに、元気な高齢者が活躍できる場としても推進することが求められます。
- 介護予防は重要課題であり、行政や介護事業所による取組を推進するだけでなく、住民が主体となり身近な場所に介護予防の場を広めることが必要です。
- 生活支援体制整備事業や地域共生社会づくり事業により住民互助活動の機運が高まっており、住民主体による支援や移動支援など地域の中での新たな生活支援サービスの創出につなげていくことが必要です。

取り組む事項

● 「敬老の日発祥のまち」の精神の継承

- ・日本で最初の敬老会は、長い間社会に貢献してきたお年寄りに敬意を表するとともに、知識や人生経験を伝授してもらう場を設けることを目的に本町で開催されました。平成 28 (2016) 年 9 月 15 日には秋篠宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ、敬老の日制定 50 周年記念式典を開催し、『「敬老文化」のまち宣言』を行いました。宣言の骨子である「すべての世代が互いに助け合い、笑顔あふれる多可町」をめざし、敬老の精神を後世に受け継いでいきます。
- ・コロナフレイルの言葉どおり、事業自粛が高齢者の社会性を低下させています。すべてを一律に自粛するのではなく、状況に応じて、感染症対策を講じ、社会性を保つために、事業の実施手法の見直しを図ります。
- ・互助活動が円滑にできるよう、コークゼミ修了生と連携し、通いの場の創設やグループでの生活支援サービスの創出に努めます。

●高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、生きがいをもって過ごせるよう、多様な学習活動、スポーツ、レクリエーション活動の充実を図ります。

●高齢者の就労支援

- ・勤労意欲のある高齢者の技術や経験を生かすために、就労の場を提供しているシルバー人材センターを支援します。さらにハローワークと連携し、就労機会の確保に努めます。

●介護予防の推進

- ・生活機能が低下し、要支援、要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、運動器機能向上・改善のプログラムを行うなど、要介護状態に陥ることを効果的に防ぐ取組を推進します。

●住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に地域でも悩みが解決できる受け皿づくりを進め、介護に関する悩みや家族の悩み等多岐にわたる相談への対応を強化します。また、介護保険サービスや福祉サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備、認知症に関する総合支援、介護予防と日常生活の総合支援や地域ケア会議の推進の取組により地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- ・高齢者が尊厳を保ち安全に暮らすために、虐待防止の取組や権利擁護の促進が必要です。成年後見制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます。また、虐待の予防や早期発見を実現するために、社会全体への啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実や周知を図ります。
- ・災害や感染症への対応力を強化します。国等の動向を踏まえつつ、重症化しやすい高齢者等への新型コロナウイルスワクチン接種等の対策を推進します。また、季節性のインフルエンザは罹患率が高く、高齢者は重症になることがあるため、対象者に対しインフルエンザ予防接種を実施します。

●互いに支え合う地域福祉の推進

- ・住民が主体となって住みやすい地域づくりの取組が進むよう、協働の地域づくりを推進します。
- ・地域が行う住民主体の通いの場「元気あっぷ広場」やふれあいいいききサロンなど住民の居場所の確保を支援し、高齢者が介護状態や認知症、閉じこもり等にならないように努めます。

●ボランティア意識の高揚

- ・住民福祉に対する理解やボランティアへの関心を深めるため、社会福祉協議会が中心となって、福祉やボランティア活動に関する学習の機会や場の充実を図ります。


めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------|------------|
| 地域包括支援センター相談率 | 7.7% | 6.3% |
| 65歳以上要介護認定率 | 18.9% | 20.6% (*1) |

(*1) 令和7年度の目標値

関連計画

- ・多可町高齢者福祉計画
- ・多可町介護保険事業計画
- ・多可町地域福祉推進計画（多可町社会福祉協議会）

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 政策 10 | 地域主体の福祉の充実 |  |
| 施策 24 | ともに生きる障がい者福祉を充実する | |

基本方針

障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるまちをめざします。そのために、必要な時に相談できる包括的な相談体制の充実を図り、地域における生活拠点の整備や、各種福祉サービスに対する支援を行います。また、経済的・社会的に自立し、生きがいのある生活が送れるよう、就労支援を促進するとともに、スポーツや文化活動を通して、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

現状と課題

- 障がい者の雇用を促進するため、町では障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針を策定し、障がい者就労支援施設等から物品及び役務の優先調達を行っています。また、町内には就労継続支援事業所が7か所あり、福祉就労は充実しています。今後は、就労支援施設等の工賃向上を図るほか、関係機関と連携をとりながら一般就労を促進する必要があります。
- 平成 24（2012）年度以降、就労継続支援（A 型・B 型）、居宅介護、共同生活援助（グループホーム）等の事業所が開設されるなど、障がい者が地域で暮らせる基盤整備は進んでいます。しかし、サービスの利用需要が増加していることから、「多可町障がい福祉計画」の進捗状況の確認・計画の見直しを行い、さらなる基盤整備の可否を検討する必要があります。
- 平成 27（2015）年度に手話言語条例を制定しました。しかし、町内に国が定める意思疎通支援者の要件を満たしている手話通訳者や要約筆記者が少ないことから、聴覚障がい者等の意思疎通支援強化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を養成する必要があります。
- これまでの相談窓口はそのままに、担当課だけでは対応が難しい複合的な課題や、どこが担当かわからない制度の狭間の課題を抱えた問題に対応するため、新たに令和 2（2020）年度にふくし総合相談窓口を開設しました。これまでになかった相談窓口と、どのようなケースを共有するのか、理解と連携を進めていく必要があります。

取り組む事項

●障がい者の社会参加と交流の促進

- ・障がい者が生きがいをもって活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の機会の充実を図り、地域住民との交流の場を創出します。また、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、設置等による支援を行うとともに、養成研修等の実施により、コミュニケーション支援を充実させます。
- ・障がい者の就労支援のため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関と密接に連携して、雇用の促進から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に努めます。

●障害福祉サービスの充実

- ・障がい者が家庭や地域で安心して生活ができるよう、相談支援や福祉サービスの充実に向け、事業所や関係機関と連携し、ニーズに応じた相談支援体制を強化します。
- ・障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して生活できるよう、障がいのある人や家族のニーズに対応した在宅サービスや社会復帰のための拠点を整備し、共同生活のための施設の確保と内容の充実に努めます。

●障がいを理由とする差別の解消及び障がい者の権利擁護の推進

- ・障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進めます。

●相談体制の整備

- ・制度の狭間や社会的孤立や排除の課題に対して、丸ごと受け止め、問題解決が担える相談体制を整備します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------|------|
| 福祉施設からの就労移行者 | 1人/年 | 6人/年 |
| 放課後等デイサービス事業所の整備 | 0ヶ所 | 1ヶ所 |

関連計画

- ・多可町障がい者基本計画
- ・多可町障がい福祉計画

| | | |
|-------|------------------|--|
| 政策 11 | 医療・社会保障の充実 | |
| 施策 25 | 安心できる地域医療体制を確保する | |

基本方針

あらゆる年代の住民が安心して質の高い医療が受けられるまちをめざします。そのために、身近なところで住民の医療ニーズに合ったサービスを受けられる体制を整えるとともに、地域の診療所及び「北播磨地域医療再生計画」に基づく関係医療機関との連携に努めます。

現状と課題

- 本町には、多可赤十字病院、医療福祉センターのぎくと診療所及び開業医 9 ケ所、歯科診療所 8 ケ所があり、町内の医療を担っています。また、休日救急は、西脇病院内の西脇多可休日急患センターが外来患者の対応をしています。救急搬送については西脇消防署多可出張所、多可北出張所、多可南出張所の 3 出張所体制となり 24 時間対応しています。
- 多可町地域包括ケアネットワーク^{※1}において、医師と医師以外の専門職（看護師、薬剤師、歯科医師、ヘルパー等）が連携することにより、自宅や地域で安心して療養できる体制づくりに取り組んでいます。
- 今後増加が予測される在宅医療や医師の高齢化等に対し、医師・専門職を確保し、地域医療体制を維持していくことが重要課題となっています。

取り組む事項

●地域医療の充実と確保

- ・地域医療確保対策協議会を開催し、急速に進む高齢化に対応するため、10 年先を見据えた多可町の地域医療体制について検討していきます。
- ・自らの健康管理ができるよう、かかりつけ医をつくり、医療機関との密接な関係を築くとともに、コンビニ受診^{※2}を控える等住民意識の啓発を図り、地域の良い医療環境維持に努めます。
- ・西脇多可休日急患センターの運営や救急隊との連携に努めることで、引き続き救急医療体制の充実を図ります。
- ・「北播磨地域医療再生計画」を考慮しつつ、引き続き町の医療体制を維持します。

●地域包括ケアネットワークによる在宅支援

- ・今後の高齢社会を見据え、医師を含む保健・医療・介護の専門職が連携し、療養や自宅や地域での看取りができる体制を構築します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--------|--------|
| 町内医師数（人／人口 2 万人） | 18.1 人 | 18.1 人 |

関連計画

- ・北播磨地域医療再生計画

【用語解説】

※1 多可町地域包括ケアネットワーク：町内の多職種の機関が連携することにより、住民に対し、包括的なサービスを提供する仕組み。

※2 コンビニ受診：一般に、軽症にもかかわらず、二次救急のための夜間外来を自己都合で受診することをいう。

| | | | |
|-------|----------------------------|-------------------|--------------------|
| 政策 11 | 医療・社会保障の充実 | 3 中核事業に 重点を配する | 10 人口減少対策 をひきこむ |
| 施策 26 | 安心して生活を送ることのできる社会保障制度を充実する | | |

基本方針

国民健康保険や国民年金等の社会保障制度の安定運営により、病気やケガ、老後の生活の不安を軽減し、安心して生活ができる社会をめざします。そのために、関係機関と連携し、制度に関する正しい理解と関心を高め、円滑な制度運営を図ります。

現状と課題

- 国民健康保険の医療負担については、被保険者の高齢化の進行により、今後、一人あたりの医療費は増加することが予測されます。
- 国民健康保険については、平成 30（2018）年度より県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等が図られています。町は、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことが求められます。
- 医療の疾病分類状況から、「高血圧性疾患」「糖尿病」「腎不全」「悪性新生物」「内分泌、栄養及び代謝疾患」等いわゆる生活習慣病が 5 割を占めています。
- 特定健診受診や特定保健指導等保健事業の推進により、医療費の抑制につなげていくことが必要です。
- 国民年金に関する業務は、年金制度の周知、年金記録問題、納付相談等窓口における個別相談を中心に、充実したサービスを行っており、引き続き継続していくことが必要です。
- 国民年金制度に関する教育・啓発については、広報たかでの連載、「年金コンクール」等により行っています。
- 福祉医療については、高齢者、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子に対して医療費の一部を助成することにより、早期治療を進め、疾病の重症化や感染拡大の防止を図っています。子育て支援のさらなる充実として、他公費で治療を受けた場合の自己負担も無料化していくことなどが求められます。
- 本町のマイナンバーカードの申請率は、令和 3（2021）年 9 月現在、住民基本台帳人口比で 53.4%と全国の 45.8%を上回っており、兵庫県の 50.7%より高い状況です。普及施策の充実を図ることさらなる取得者の増加へ結びつけることが課題です。

取り組む事項

●国民健康保険と高齢者医療の安定運営

- ・国民健康保険の安定した運営を図るために、加入者に対して制度の啓発を行うとともに、国民健康保険税の納付に対する理解の推進と収納率の向上に努めます。
- ・保険給付に対する国や県の補助金確保を図るとともに、制度の安定的運営のため、制度改善に関する要望活動を行います。
- ・特定健診や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防等保健事業を推進することにより、住民の健康増進と、医療費の適正化を図ります。
- ・町が加入している後期高齢者制度の安定的運営のために、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度周知及び保険料の収納に努めます。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

●福祉医療制度の充実

- ・高齢者、子ども、障がい者、ひとり親家庭の親子に対して、所得制限の撤廃や対象の拡大を行いつつ、医療費の一部を助成することにより、早期治療を進め、疾病の重症化及び感染拡大を防止します。また、兵庫県と連携し、必要な医療ニーズに対して十分な医療を提供しつつ、安定的な福祉医療制度の充実をめざします。

●国民年金事業の充実

- ・年金制度への不安感を解消するため、きめ細やかな相談の実施や制度の周知徹底を図るとともに、関係課とも連携することで、無年金者ゼロをめざします。

●マイナンバーカードの普及促進

- ・マイナンバーカードの利用範囲が拡大していることから、マイナンバーカードの取得促進に努めます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------|-------|
| 特定健診受診率 | 34.8% | 60.0% |
| 国民健康保険税現年度収納率 | 96.2% | 96.5% |

関連計画

- ・多可町国民健康保険データヘルス計画
- ・多可町特定健康診査・特定保健指導実施計画
- ・多可町健康増進計画

基本目標 5

子どもの元気な声があふれ、 生涯にわたり笑顔で暮らせるまち

政策 12 子育て支援・教育環境の充実

施策 27 子育て世代への支援を推進する

施策 28 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる

政策 13 生涯学習・スポーツの推進

施策 29 生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する

施策 30 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する

政策 14 文化の継承

施策 31 文化と伝統に息づいたまちをつくる

| | | |
|-------|----------------|--|
| 政策 12 | 子育て支援・教育環境の充実 | |
| 施策 27 | 子育て世代への支援を推進する | |

基本方針

次世代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の本町の発展に欠かせません。子どもたちが、感性豊かに育つ教育・保育サービスを提供することで、保護者等が働きながらも安心して子育てができるまちをつくります。また、核家族化、少子高齢化等、家庭を取り巻く環境の変化が急速に進むなか、家庭教育の充実が求められていることから、家庭の教育力を高める支援を充実します。なお、子育てに関する悩みや不安を抱えた家庭の孤立を防止するため、引き続き医師、臨床心理士等の専門家による相談や、保護者同士・世代間・地域間交流等を行い、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進め、あわせて子どもたちの健全育成に向けた経済的支援を維持することで、少子化の進行防止に努めます。

現状と課題

- 急激な少子化が進むなか、地域の特性を生かした幼児教育を推進しています。また、三世帯世帯の減少が進むなか、子育て家庭を支援する取組を行っています。
- 幼保一体化が完了し、中・加美・八千代の3区すべてで教育・保育の一体的な提供体制が整いました。今後は教育・保育の質の向上と通園バスの運営についても効率的な見直し運営が求められます。
- 本町では平成28（2016）年4月からは病児保育を開始し、今後、さらなる保育サービスの充実を図ることが求められています。
- 小児科の開業、近隣市における産婦人科等により、一定水準の環境は整っていますが、小児科対応の入院環境や休日・夜間体制については不安が残っており、定住自立圏等で引き続き検討していく必要があります。
- 育児不安をもつ保護者・養育者や、発達のうでで気になる子どもには、医師・臨床心理士・言語聴覚士・理学療法士による相談を行い、さらに、認定こども園等と連携を図り経過把握に努めています。
- 学童保育事業は小学1～6年生までが対象ですが、保育室の拡充については、検討の必要があります。
- また、特別支援を要する児童に対する放課後児童クラブについては、障がい児受入推進事業による指導員配置等や保護者のニーズに沿った受け入れを行っています。
- 安心して子どもを産み育てるための医療費助成の拡充や妊婦助成、不妊治療助成、高校3年生までの医療費無料化等を行っており、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図ることが求められます。

取り組む事項

●幼保一体化教育・保育の推進及び充実

- ・就学前の幼児教育・保育について一貫した計画と指導方法を創意工夫し、乳幼児の発達段階に応じた支援をします。
- ・「多可町教育・保育共通カリキュラム」について、幼児教育研修事業、教育委員会園訪問等で検証していきます。
- ・教育・保育の質と職員の専門性を高めるため、職員研修をサポートしていきます。
- ・教育・保育の質の向上と効率的な園運営のため、通園バス運営も、民間でできる部分から民間へ移行し、効率的・効果的な運営を図るとともに、教育・保育の質の向上のため、支援を行っています。

●子育て家庭を支援する多様なサービスの提供

- ・病気や就労等で一時的に養育が困難な家庭に対し、関係機関と連携し、ショートステイ、病児、病後児保育等の生活援助を行います。
- ・病後児保育事業は、保育室の確保や看護師不足のため町内の事業所での事業実施は難しいため、事業者へ設置を要請していきます。

- ・多様化する子育てニーズに対応できるように、ファミリー・サポート・センター事業の周知を徹底し、依頼者や支援者の拡大を図ります。

●学童保育の充実

- ・放課後に子どもが安心して活動できる場として学童保育事業の充実を図り、次世代を担う児童の健全育成を図ります。
- ・学童保育と小学校が情報共有を積極的に行うことで、子どもへの適切な支援につなげ、保育の質向上をめざします。
- ・特別支援を必要とする児童については、障がい児受入推進事業による指導員配置により受け入れを一層強化します。

●多様な働き方を実現し、子育てと仕事の両立による少子化防止への取組

- ・少子化の進行を抑えるため、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を可能とする働き方の見直しや、毎月第3日曜日を家族の絆を深める「家庭の日」として、応援企画事業を実施します。

●子育て世代への支援の充実

- ・すべての子どもが安心してより良い学校生活を送ることができるよう、就学援助やハートフル学業支援金給付等の奨学金の充実を図ります。
- ・子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生までの医療費無料化を引き続き行います。
- ・認定こども園等に通園する児童の主食費に要する費用の一部を助成し、子育てに係る保護者等の経済的負担を軽減します。
- ・在宅等で育児されている保護者等に対して、在宅等育児手当を支給することにより、経済的負担を軽減するとともに、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。
- ・子育てコンシェルジュの配置、子育て世代包括支援センター（アスパルきっず）の設置、こども家庭総合支援拠点の設置等、色々な相談窓口で、健康課と連携しながら、相談を受けます。

●子ども医療体制の充実

- ・保護者が子どもの病気に関する予備知識を学び、適正受診を守ることで、医師の負担軽減を図る等医師の働きやすい環境と医療に理解のある地域づくりを推進します。

●支援が必要な子どもや家庭へのサービス提供

- ・育児不安の強い保護者や発達のうで気になる子どもについて、引き続き医師・歯科医師・臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士等による相談を行い、家族の不安軽減を図るとともに、子どもの健やかな発育を支援します。

●母子保健事業の充実

- ・安心して子育てができるよう、母子保健事業の普及啓発に努めるとともに、相談支援体制や母子の健康管理体制の充実に努めます。
- ・妊婦助成や不妊治療助成など、経済的な負担軽減を図ります。

●母子家庭、父子家庭への支援

- ・増加傾向にある母子家庭・父子家庭に対し、県福祉事務所と連携し、自立のための適切なアドバイスと経済的支援を行います。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-------|-------|
| 病児・病後児保育利用者数 | 33人/年 | 50人/年 |
| 希望者に対する学童保育の受入率 | 100% | 100% |
| 未就園児（概ね3歳まで）の把握率 | 100% | 100% |

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町子ども・子育て支援事業計画

施策 28 家庭・地域とともに個性ある学校園をつくる

基本方針

「質の高い教育が受けられるまち」をめざします。学校園・保護者・地域の人々が連携することにより、一人ひとりの子どもを伸ばし、夢をもって自らの進路を切り開き、子どもが楽しく学び成長を実感できる学校園をつくります。そのため、安全・安心で快適な環境のなかで、学習に取り組めるよう学校園の整備を進めるとともに、集団生活のなかで「人」を育む基盤として就学前教育の充実を図り、あわせて、学校教育の質の向上により、児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を身につけさせます。なお、要保護児童・特別な支援を要する児童生徒・不登校等の問題を抱える子どもたちには、関係機関等との連携により早期の対応を図ります。また、子どもたちの社会性を養うため、集団生活にふさわしい学校園の規模について検討を進めます。

現状と課題

- 学校給食については、安全・安心で、安定した給食の提供が課題となっています。食材に関しては、地元野菜の安定的な確保が求められています。
- 学校園の耐震化対策について、校舎・体育館合わせて耐震化率 100%を達成しています。今後は、学校園の老朽化対策を含めた施設整備が課題となっています。
- 要保護児童の保護対策として、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護等の関係機関による要保護児童対策地域協議会で、情報交換・情報共有等を行っています。
- 国の GIGA スクール構想の推進により、小中ともに 1 人 1 台コンピュータが整備され、ICT 機器整備は大きく進みました。今後はその活用と、児童生徒の情報活用能力の向上が求められます。
- 各小中学校において、読書習慣が身についた児童生徒を増やすことが課題です。「読書マラソン」などの積極的な取組が必要です。
- 小学 4 年生では「多可っ子芸術文化体験教室（わくわくベルディー）」を行っていますが、このような本町の環境を生かした体験活動をさらに充実する必要があります。
- 各学校園において臨床心理士等による観察指導を行い、特別支援教育の充実に取り組んでいます。また、特別支援教育コーディネーターを中心として幼・小・中の連携を図り情報交換会を行っています。発達障がいのある子どもを支援するためサポートファイルを作成・活用した支援を進めています。
- 教職員の資質向上については、教職員研修計画に基づき、社会性や専門性を高めながら取り組んでいます。教職員の大量退職時代を迎え、今後、若手教職員が増加するなか、県教育委員会の研修や学校現場での OJT^{※1}を進めつつ、町教育委員会主催の研修会を通して若手教職員を育成していくことが課題となっています。
- 異なる文化や価値観を理解し、ともに生きていく心を育成するために、国際化に対応した教育を推進し、また、市町を越えた交流を通して他地域を知り、視野を広げる教育を推進していくことが必要です。
- 指導体制の確立、一貫性・連続性のある教育課程の編成等、小中一貫教育の推進に向けた取組が必要です。
- 「ふるさと教育指導書」を作成し、本町の伝統文化（杉原紙、山田錦、敬老の日発祥のまち、播州歌舞伎）を教材化して、全小学校で取り組む体制を整えることにより、伝統文化にふれる機会が増加しています。今後も「ふるさと教育」を推進し、まちに誇りと愛着をもつ子どもの育成が必要となります。

- 地域での子どもの見守り活動として、青色防犯パトロール隊が下校時の通学路等の安全見回りを行っています。今後は町内の事業所等と連携するなど、新たな見守りネットワークを構築していくことが課題です。
- 学校・家庭・地域が連携協力して取り組んでいる「夜9時以降 SNS^{※1}やりません運動」について、子どもたちがより一層、課題意識をもって推進し、持続可能な活動として進めていけるよう新たな展開が必要となっています。

取り組む事項

●学校給食の充実

- ・学校給食実施にあたり、食料の生産や食文化についての理解を深め次世代に継承していきえるよう、地元食材の活用や伝統食・行事食の提供に取り組むとともに、安全で安心な給食を安定して提供します。
- ・学校給食センター、学校、家庭等と連携し、アレルギーに対応した学校給食を提供します。

●学校園における施設整備への対応

- ・学校統廃合や施設の状況を十分に把握し、「多可町学校施設等長寿命化計画」に基づき、環境改善、機能強化等にかかる改修・改築工事を実施することで学校建物（施設）の耐久性の向上、長寿命化を図ります。

●要保護児童対策の促進

- ・虐待防止意識の積極的な啓発を行い、児童虐待の発生予防に努めます。
- ・要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が対象児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとに対応を行います。
- ・措置解除後の児童等が安定した生活をしていくための継続的な支援を実施し、児童虐待の再発防止に努めます。

●子どもを育てるための世代間交流、地域間交流の推進

- ・子育てふれあいセンター、小学校、児童館、こども園等において、高齢者の知恵が受け継がれ、世代間交流が行われるよう、地域の高齢者や中高生等との交流を行います。
- ・放課後子どもプラン事業として「放課後こども広場」を継続実施し、放課後、小学校の運動場等で、地域住民の見守りのなか、子どもたちの安全を確保しながら異年齢による群れ遊びの場を提供します。
- ・他都市との連携として、姉妹都市や友好都市との教育交流の充実を図ります。

●安全安心で充実した教育環境の整備

- ・学校教育における授業の充実を図るため、小・中学校の教材備品や学校図書の整備・充実に努めます。
- ・児童生徒が減少するなかで、学校規模適正化基本方針に基づき、住民と情報共有を進めながら、教育効果をあげるための適正な学校規模、教育環境等のあり方について検討を行います。
- ・将来、小中学校を統合する際には、「地域の学校教育のあり方を考える会」の意見書を尊重し、子どもたちや保護者の不安面を十分配慮しつつ、通学面、心のケアの体制などの対策を十分に行い、安全安心で充実した教育環境の整備をめざします。
- ・充実した教育環境を整備するためには、「学び（教育）」をこれからのまちづくりの核として位置づけ、アスパル、中央公園、子育てふれあいセンター、ベルディーホール、生涯学習まちづくりプラザ等を含む一帯を、健康、スポーツ、子育て、文化、そして学び（教育）を加えた全世代が集えるエリアとして機能強化をめざします。

●特色ある学校園づくり

- ・「多可町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しみ、こころ豊かにたくましく生きる力を育めるよう積極的に取り組みます。
- ・学校園の取組を多方面から検証し、より良い学校園づくりを進めるため、学校関係者評価を行うなど、効果的な学校評価システムの構築に努めます。
- ・地域や学校の実態に応じ、コミュニティスクールを推進することで、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めます。
- ・豊かな自然を生かし、温かい人々に育まれた文化や産業を取り入れ、子どもたちが生き生きと学び、成長できる学校づくりをめざします。

●特別支援教育の推進

- ・特別な支援を要する児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援します。
- ・北はりま特別支援学校との連携、臨床心理士等による観察指導、特別支援教育コーディネーター等との情報交換の促進等、特別支援教育の充実を図ります。

●教職員の資質向上

- ・質の高い教育をめざして教職員対象の研修会等を行い、新しい時代に対応できる情熱をもった人間性豊かで指導力のある教職員を育てます。

●国際化に対応した教育の推進

- ・外国語指導助手（ALT）を各中学校に継続して配置するとともに、校種を越えた有効活用を図ります。また、異なる文化や価値観を理解し、ともに生きていく心を育成するために、国際化に対応した教育を推進します。

●基礎学力の定着と学力・体力の向上

- ・基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばす確かな学力を育成します。
- ・定期的な体力・運動能力テストの結果等を踏まえ、日々の体育の授業や学校全体の取組を通して柔軟性や走力等体力の向上を図ります。

●小中一貫教育の推進

- ・より効果的な小中一貫教育の環境をめざしながら、校区、町での研修や情報交換を実施することで、学習指導と生徒指導の円滑な接続を図り、義務教育9年間の学びを充実します。
- ・指導体制の確立、一貫性・連続性のある教育課程の編成等、小中一貫教育の推進に向けた取組を進めます。
- ・小中一貫校は、施設一体型又は施設隣接型にすることで、児童、生徒、教職員の移動時間の短縮が図れ、教員が子どもたちに向き合える時間が確保できます。

●ふるさと教育・キャリア教育^{※3}の推進

- ・本町の伝統文化を生かした体験活動や「ふるさと教育副読本」を活用したふるさと教育を推進するとともに、「多可町ふるさと検定」を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育み、多可町を愛する子どもの育成をめざします。
- ・自分に自信をもち、社会や集団のなかでの自分の役割を意識し、夢や希望、目標を持てる子どもを育成することをめざし、キャリア教育を推進します。

●いじめ、不登校等の対策

- ・いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ対応チーム」を中心に迅速かつ組織的に対応します。また「学校生活相談シート」（いじめアンケート）や教育相談の実施等により、いじめの積極的認知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制を整備します。
- ・「多可町いじめ防止対策改善基本計画」に基づき、未然防止の取組、早期発見・早期対応の取組、教職員の抱えている業務や行事に関する負担軽減の取組について年2回程度の検証委員会を開催し、学校及び教育委員会の取組について継続的な改善を図ります。
- ・不登校支援員（スクールラブ）、ほのぼの教室（適応教室）等、子どもたちの居場所づくりの充実を図り、教育の機会を確保します。
- ・「子どもの最善の利益推進に向けた協力に関する協定」により、子どもたちの基本的人権をはじめ、豊かな経験を通して社会性を身に付け、自立した大人へと成長・発達する権利を保障するための取組について、県弁護士会と連携していきます。

●青少年健全育成に必要な取組の充実

- ・青少年育成センターの補導委員を中心に、地域で補導活動の充実・強化に努め、青少年の問題行動等の未然防止に努めます。
- ・平成28（2016）年度に策定したSNSルール（スマホ3ヵ条）に基づき、学校・家庭・地域が連携協力しSNS利用を中心とした情報モラル教育に徹底して取り組むなど、子どもたちの健全なネット利用に向けた取組を推進します。

●学校、地域における防犯体制の強化

- ・地域での子どもの見守り活動は、町内の事業所等と連携し、地域全体で見守るネットワークを構築していきます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|-------|-------|
| 全国学力・学習状況調査における 全国比100以上(小学校) | — | 100 |
| 全国学力・学習状況調査における 全国比100以上(中学校) | — | 100 |
| 放課後子ども広場参加児童率 | 81.0% | 50.0% |

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町子ども読書活動推進計画

【用語解説】

※¹ OJT：On-the-Job Training の略。仕事をしながら職場内で具体的に指導し技術等の向上を図っていくこと。

※² SNS：27P 参照

※³ キャリア教育：キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

基本方針

生涯学習を通してあらゆる世代が互いに学び合い、教え合い、人がつながるまちをつくりまします。そのために、生涯学習の拠点となる施設を整備し、地域課題等の関心を高め、自発的・自立的な生涯学習ができるよう、学習情報の発信や活動場所の確保・学習機会の提供に努めます。そして、多様な主体が連携・協力し、学んだ知識・技術・経験等を地域に循環できる仕組みをつくりまします。

現状と課題

- 多可町図書館は旧中町の図書館として、本の貸出に重点を置いて既存施設の改修で開館したため、閲覧・書架スペースともに不足しています。図書館は本を借りるだけでなく、自由にゆったりと過ごせる滞在型施設であることが望まれており、くつろげる座席、談話コーナー、飲食コーナー等町民に広く有効活用してもらうための施設として、整備するための基となる「多可町図書館基本計画」の策定が必要です。
- 生涯学習推進のための拠点となる施設の必要性が高まっています。図書館機能を有する「生涯学習まちづくりプラザ」について、整備を進める必要があります。
- 生涯学習推進体制として、生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の効果的な連携運用が求められています。各委員が生涯学習の捉え方、取組方法を明確にし、町民の生活に生涯学習が十分浸透するよう、町民一人ひとりが必要性等を理解し、取り組む意欲を高められるようにしていく必要があります。
- 生涯学習講座については、趣味・習い事・運動の講座を中心に、生涯のいつでも・どこでも・誰でも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、様々な講座を開設しています。今後は、新たな学習機会づくりとして、学びたい方のニーズを満たす講座を開設していく必要があります。
- ふるさと創造大学については、「暮らしの創造と交流」をテーマに、真の豊かさと潤いのある生活の創造を目的とし、学習成果をもとに講座生の自由な発想で、まちづくりの提案を行っています。講座生の増加を図り、地域貢献できる人材育成につなげていく必要があります。
- 生涯大学については、一般教養講座とクラブ活動により、学園生同士の交流の広がりが生まれています。今後も高齢者のニーズにあった講座を展開し、学んだ知識や経験を地域に還元できるシステムづくりが必要です。
- 人材バンクの登録者が、講座や学校の講師の選任に活用されています。町民への PR を継続的に実施するとともに、各講座との連携を図ることが必要です。
- 人口減少社会を迎え、地域のみんがお互いに助け合い、支え合って生きていく地域共生社会を実現する必要があります。
- 本町で生活する外国人が増加しています。外国人の安全・安心な生活への支援や、行政・地域との繋がりを作っていくことが必要です。

取り組む事項

● 図書館機能の充実

- ・児童図書や地域の歴史文化資料等まちづくりに資する良質な図書・資料の充実に努めます。また、近隣図書館との連携を進め、町民のリクエストにも応じ、情報提供機能の充実に努めます。
- ・できるだけ多くの町民の方等（外国人を含む）に図書館を利用していただくきっかけや、仕組み作りを図ります。

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した図書館運営を行います。

●生涯学習に必要な拠点施設の整備

・生涯学習に関する情報提供機能、学習スペースや交流機能等、図書館などを整えた「生涯学習まちづくりプラザ」の整備を進めます。

●生涯学習のさらなる推進

・生涯学習推進協議会と生涯学習推進本部との連携を深め、生涯学習推進基本計画の基本方針、基本目標に基づき、生涯学習の捉え方、具体的な取組方法を明確にして推進します。

●生涯学習講座の充実

・講座を通して生きがいを見つけ、仲間の輪を広げるきっかけとなるよう、魅力ある講座を提供していきます。また、学習成果が生かされる仕組みづくりのため、サークル化や住民参画によるプログラムづくりを進めます。

●ふるさと創造大学の充実

・運営委員を中心に、魅力的なプログラムを作成するなど、講座生の増加を図り、地域貢献できる人材育成につなげていきます。

●生涯大学の推進

・高齢者が、学習活動を通して、仲間づくりをしながら知識と技能の習得を図り、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた心豊かな生活の実現を図ります。また、生涯学習の和(輪)を広げ、学んだことを地域に還元できるシステムづくりを進めます。

●地域人材の活用

・人材バンクの改善を推進し、ナビゲーターやインストラクター役を担う人材情報を得られるよう、さらなる人材活用の活性化を図ります。

●地域共生社会づくりの推進

・「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、住民主体の地域互助活動及びまちづくり活動の活性化を図ります。
・地域互助活動向上住民研修会(コークゼミ)を開催し、地域の課題を自らが解決に向けて行動することができる地域活動リーダーの養成を進めます。

●多文化共生事業の展開



・多可日本語教室を通して、本町で生活する外国人が、地域に参加、安全・安心、文化的に生活できるように支援を行います。さらに、日本語教室の支援者・学習者が中心となり、多文化共生事業の展開を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------|------|
| 人材バンク登録者数 | 110人 | 120人 |
| コークゼミの参加人数 | 248人 | 500人 |

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町生涯学習推進基本計画
- ・多可町子ども読書活動推進計画
- ・多可町生涯学習まちづくりプラザ建設基本計画
- ・多可町図書館基本計画

| | | | |
|-----------------------------|--------------|---|---|
| 政策 13 | 生涯学習・スポーツの推進 | 3 すくすくみんなに 健康と元気な | 17 ハートフルなまちで 自然と健康しよう |
| 施策 30 健康で生きがいのある生涯スポーツを推進する | |  |  |

基本方針

健康づくりや体力づくりを行い、住民がいきいきと暮らせるよう、スポーツを通して健やかに暮らせるまちをつくります。そのために、誰もが時間や場所を問わず、気軽にスポーツができる活動場所や活動機会・体力や年齢・技術・目的に応じたスポーツプログラムの提供に努めます。また、スポーツの楽しさを体験できるスポーツ活動を支援するとともに、年齢や性別、身体能力に応じて適切に指導できる指導者やボランティア等のスポーツサポーターを育てます。

現状と課題

- 「多可町生涯スポーツ振興基本計画」に基づき、スポーツに関わる人の増加、スポーツを通じた地域のつながりの活性化、スポーツ環境の充実を推進しています。
- 生涯スポーツの振興に必要な施設の整備を計画的に行っています。今後、老朽化が進行する施設については、利用状況等を確認しながら、計画的に改修等を進めていく必要があります。

取り組む事項

●ライフステージに応じたスポーツプログラムの提供

- ・幼児・児童期、青年期、壮年・中年期、高齢期のそれぞれに応じた魅力あるスポーツプログラムを提供します。また、障がいのある・ないに関わらず、誰もがスポーツを楽しめる、健康で生きがいのある生涯スポーツのまちを推進します。

●情報発信の充実

- ・スポーツ活動の重要性等について広報・啓発を推進するため、広報たかやたかテレビに加え、SNS^{※1}の効果的な活用を進めます。

●心も体も健康で元気にスポーツに関わる人の増加

- ・スポーツを「する」はもちろんのこと「見る」「支える」などスポーツに関わる人を増やします。
- ・指導者の養成やマネージャー的人材の育成を進めます。
- ・各団体・組織間の連携を強化し、効果的にプログラムが提供できるよう努めます。

●生涯スポーツ施設の整備・改修

- ・既存の体育・スポーツ施設や学校体育施設の適切な維持管理と効果的な活用を進め、スポーツ活動に参加できる場所と機会を提供します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|----------------|-----------|
| スポーツ DAY 参加者数 | 2,720 人/年 (*1) | 4,000 人/年 |



(*1) 現状値は令和元年度

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町生涯スポーツ振興基本計画

【用語解説】

※1 SNS：27P 参照

| | | |
|-------|------------------|---|
| 政策 14 | 文化の継承 |   |
| 施策 31 | 文化と伝統に息づいたまちをつくる | |

基本方針

住民が文化財や伝統文化にふれ、ふるさとに誇りや愛着が持てるよう、歴史や文化を大切にするまちをつくります。そのために、文化財や伝統文化の保護・保存・啓発を図り、郷土の伝統技術・伝統芸能の継承、育成を支援するとともに、歴史・文化・芸術にふれる機会を充実し、心豊かな文化の創造に努めます。

現状と課題

- 地域に存在するすべての歴史遺産を悉皆調査^{*1}により、的確に把握し、歴史遺産の周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するために、「多可町文化財保存活用地域計画」の策定が必要です。
- 調査等により保存されている埋蔵文化財や民俗資料等の歴史資料の展示・活用方法を検討していくことが必要です。
- 那珂ふれあい館のソフト事業では、地域の歴史学習の拠点として体験学習を行っています。また、地元ボランティアが教える側の技術を生かす場とすることで、学ぶ人との交流を通して、人づくり・まちづくりにつながる学習機会の提供をさらに推進していく必要があります。
- 「ベルディーホール」や「那珂ふれあい館」については、安全性と利便性を高めるとともに、老朽化していく施設・設備を計画的に更新していくことが課題となっています。
- 文化に対する町民の理解は十分には浸透しておらず、感動体験をしてもらえるような事業を増やすことを通して、来場者数の増加につなげていく必要があります。
- 伝統文化については、播州歌舞伎などの伝統芸能の継承と後継者の育成を行っています。小学生を対象とした播州歌舞伎「カブキッズたか」では、まず歌舞伎に興味をもってもらい、その後、多可町播州歌舞伎クラブに所属することで本格的な歌舞伎の技能を継承しています。
- 古くから日本一の名紙と謳われた手すき和紙「杉原紙」について、広くPRしていく必要があります。

取り組む事項

●文化・歴史施設の適切な管理運営

- ・文化・歴史施設については、安全性と利便性等を高めるため、施設や器材等の修繕・更新を計画的に行います。

●地域文化資源の有効活用

- ・貴重な各種歴史文化遺産の発掘、収集、調査研究、保存管理に努め、地域の歴史文化遺産の共有化を促進するとともに、効果的な企画展や歴史講座等を行うことで、文化財を身近なものとして親しみ、郷土を愛する心を育みます。

【用語解説】

^{*1} 悉皆調査：対象となるものをすべて調べる調査のこと。

●伝統文化にふれる体験学習の充実

- ・「那珂ふれあい館」では、地域の歴史学習の拠点として、歴史や文化に基づく体験学習を行います。また、地元ボランティアガイド、学校教育との連携により、地域の歴史・文化を生かした歴史学習の場を提供し、人づくり・まちづくりにつなげていきます。
- ・たかテレビを含む広報等を利用して、播州歌舞伎に興味をもってもらい、クラブ員や講座生の入会につなげます。

●多可町文化財保存活用地域計画の策定

- ・地域に存在するすべての歴史遺産を悉皆調査により、的確に把握し、歴史遺産の周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するために、「多可町文化財保存活用地域計画」の策定をめざします。

●住民が文化にふれる機会の創造

- ・ベルディーホールでの自主公演の推進や同館の住民利用を促進して、地域住民が文化にふれる機会を提供することで、心豊かな人づくりを進めます。

●芸術・文化団体の活動の支援

- ・オンラインも活用しながら文化振興団体の自主活動やボランティア活動を支援することで、文化に通じたまちづくりのリーダーとして幅広く活躍できる人材を育成します。

●杉原紙の継承と発展・発信

- ・「杉原紙」について、その歴史と文化を守り伝えるとともに、特色ある地域資源として広く町内外に発信するとともに、杉原紙発祥のまちとして本町を全国に発信していきます。また、国の重要無形文化財指定も視野に入れ、今後の計画的な後継者育成と技術継承体制の整備をめざします。

●心豊かな文化活動の伝承

- ・播州歌舞伎「カブキッズたか」や千ヶ峰太鼓等の後継者育成を通して、全町エリアで伝統芸能の文化伝承活動を行います。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|----------------|-----------|
| 文化祭来場者数 | 1,950 人/年 (*1) | 4,000 人/年 |
| ベルディーホール自主事業入場者数 | 5,250 人 (*1) | 7,000 人/年 |

(*1) 現状値は令和元年度

関連計画

- ・多可町教育ビジョン

基本目標 6

協働による自主自立のまち

政策 15 共生社会の形成

施策 32 人権尊重のまちをつくる

政策 16 協働のまちづくりの推進

施策 33 住民主体の協働のまちづくりを推進する






施策 34 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する

施策 35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する

政策 17 開かれた役場

施策 36 効率的・効果的な行政経営を推進する

施策 37 効果的な広域連携を推進する

| | | | | | | |
|-------------------|---------|---|--|---|---|---|
| 政策 15 | 共生社会の形成 | 4 生涯学習教育を みんなに | 5 ジェンダー平等を 実現しよう | 10 人権の平等を 実現しよう | 16 平和と正義を すべての人に | 17 パートナリシップで 目標を達成しよう |
| 施策 32 人権尊重のまちをつくる | |  |  |  |  |  |

基本方針

一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重しあうことができ、思いやりあふれる人権尊重のまちをつくれます。また、男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を図ります。そのために、人を思いやる気持ちを幼い頃から育む人権教育や、男女共同参画社会に向けた意識啓発活動の促進、関連施策に対する相談体制の充実に努めます。

現状と課題

- 人権教育の推進として、家庭・学校・職場・地域の四者が密に連携し、人権尊重に関する教育及び啓発を進めています。
- 次代の変化に伴い、インターネットやSNS^{*1}使った差別や誹謗中傷など、新たな問題に対応した教育・啓発が必要です。
- 男女共同参画社会への取組として、「多可町男女共同参画計画」に基づき、女性が様々な分野で意思決定プロセスに関われるよう、審議会・委員会への積極的な登用を呼びかけるとともに、住民への啓発活動としてセミナーや男女共同参画推進委員会、講演会等を開催しています。引き続き、啓発活動を行い、町民等の意識改革を推進していく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*2}対策については、相談窓口の周知徹底を行う必要があります。また、相談があった際は迅速に県につなぎ、スムーズな対応を行うことが求められます。

取り組む事項

●人権学習の推進

- ・家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場において人権学習を推進します。特に社会教育においては、日常生活の具体的な問題を掘り起こし、住民が意欲をもって学習できる方法を工夫し、人権意識の確立を図ります。あわせて、部落差別解消の推進、男女共同参画社会の推進、いじめ撲滅等、さらなる学習活動の充実に努めます。

●時代の変化に対応した人権啓発の推進

- ・基本的人権を尊重する社会を築くために、広報活動や相談体制の充実等により人権啓発活動を推進し、関係機関等との連携による人権擁護への対応強化を図ります。また、人権啓発の推進に必要な指導者の養成や啓発資料の整備に取り組み、より効果的な手法による啓発事業を行います。

●男女共同参画社会の実現

- ・あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、審議会等へ女性の登用を積極的に推進します。
- ・男女共同参画社会に向けた意識変革のため、これまでの啓発方法に加え、事業主や労働者に対しても積極的に周知・啓発を行います。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の強化

- ・DV等に対応する相談体制を強化するとともに、広報たかやたかテレビ等を活用し、専用ホットラインなどの相談窓口の周知徹底に取り組みます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|----------------|-----------|
| 人権学習会への参加者数 | 3,372 人/年 (*1) | 3,500 人/年 |
| 審議会等女性委員登用率 ^{※3} | 22.9% | 40.0% |

(*1) 現状値は令和元年度

関連計画

- ・多可町教育ビジョン
- ・多可町男女共同参画計画
- ・多可町部落差別解消推進基本計画

【用語解説】

※1 SNS：27P 参照

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

※3 審議会等女性委員登用率：地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性委員の割合



施策 33 住民主体の協働のまちづくりを推進する

基本方針

地域住民が主体的に参加し、自らの手で地域を創造しようとする取組のなかから地域の連帯感が生まれるよう、「自分たちでできることから始める」意識づくりや活動の支援に努め、地域コミュニティの活性化を推進します。また、地域におけるまちづくり等の推進役となるリーダーの育成に努めます。

一人ひとりが、知恵を出し合い、自らの責任において地域の課題解決に取り組んでいく住民自治をめざし、地域の活性化に努めます。また、自治会や集落を越えた活動団体の連携や交流を推進するとともに、住民活動への支援に努めます。

現状と課題

- 「絆づくり」を目的にさらなるコミュニケーションづくりをめざしていますが、地域においては継続的に活動していくために必要な人的・経済的負担が年々高まっています。これらの事業の活用により、集落の三世交代が定着し始めており、事業の継続が求められます。
- 住民主体のまちづくりに発展させる仕組みづくりとして、地域の様々な分野で活躍する団体等に対し、まちづくりに関する参画支援を行う必要があります。
- 住みよい地域づくりに必要な人材の育成が課題となっています。
- 住民がそれぞれの課題に対して主体的に行うまちづくりへの取組として、3区の地域特性を生かしながら、一体化をさらに進めていく必要があります。
- 平成28(2016)年以降、地域おこし協力隊を採用し、健康保養地事業の支援や地域商社の運営などに取り組み、地域の活性化を図っています。

取り組む事項

●身近な地域コミュニティづくりの推進

- ・むらづくり活動によるコミュニケーションを通して、地域コミュニティの果たす役割の重要性を認識するとともに、地域の絆を育み、自立と賑わいを創出し、持続可能なむらづくりをさらに促進します。

●地域特性を生かしたまちづくりの推進

- ・本町の地域特性や地域資源を広く情報発信し、町の知名度及びイメージの向上、交流人口の増加に寄与する団体に対して、大学研究者等と連携しながら、地域コミュニティをさらに進化させ、自主運営が行えるよう支援を行います。そして、3区の地域特性を生かしながら、本町としての一体化をさらに進めていきます。

●住民自治の推進

- ・目まぐるしく変化する社会的・経済的状況により、地域協議会は地域特性を生かしながら、地域課題等について地域全体で解決することで地域力の向上を図ります。

●**参画と協働のまちづくりの推進**

- ・住民による参画と協働のまちづくりを行うため、地域の課題解決やまちづくりに取り組む団体を支援します。

●**新たな公共の推進**



- ・行政が事務局となっている任意団体の活動について、さらなるパートナーシップの推進とともに、協働のまちづくりの実現を図ります。

●**地域おこし協力隊事業の推進**

- ・地域おこし協力隊が、都市から本町に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売促進や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、本町へ定住・定着することを支援します。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-----|-----|
| 村づくり協議会のリーダー数 | 64人 | 61人 |

| | | | |
|------------------------------|-------------|---|---|
| 政策 16 | 協働のまちづくりの推進 | 11 国土強靱化の推進 国土を強くしよ | 17 持続可能なまちづくり 持続可能なまちづくり |
| 施策 34 若者が主体的に活躍できるまちづくりを推進する | |  |  |

基本方針

家庭や学校・地域社会において、若者が社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、地域に貢献できるよう、若者の積極的なまちづくり参加を促進します。また、子どもたちが自ら目標や理想を定め、自立に向けて努力できるよう、大人が子どもの自立を支え励ましていく活動を推進します。

現状と課題

- 中学生や高校生がより地域への関心を高める機会をつくることで、地域の発展を支え、地域をリードする担い手を育成する必要があります。
- 若い世代や子育て世代が積極的に地域で活躍できる環境づくりや支援を行い、まちの活性化につなげていくことが必要です。

取り組む事項

●まちづくりへの若者の参加促進

- ・若者の自主的な活動を育成するため、まちづくり、イベント、文化、スポーツ等に関する自主企画・運営に対して積極的な支援を行い、明日のまちの担い手となるリーダーの育成に努めます。
- ・活動に対するやりがいの創出や活動の輪の拡大につなげるため、若者の自主的な活動を広報たか、たかテレビ、HP、SNS^{※1}等で発信します。
- ・多可高等学校と連携して、地域でのボランティア活動等に対する高校生の関心を高めていきます。

●地域での仲間づくり推進

- ・青年団など青年サークル活動を通して、地域を基盤にした連携を深め、地域の活性化へとつながる若者の主体的な活動を支援していきます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-----|-----|
| 青年サークル活動者数 | 17人 | 30人 |

【用語解説】

※1 SNS：27P 参照



施策 35 まちづくりに必要な情報の共有体制を充実する

基本方針

情報の適切な維持管理体制を整え、誰もが安全・安心に情報を活用することができる体制をつくります。また、広報たかや町のホームページからの発信について、さらなる工夫を図り、住民と行政が情報を共有し、開かれたまちづくりができるよう、様々な情報媒体を活用してまちの情報の受発信に努めます。たかテレビの住民参画による番組づくり等、時代に適合したサービスの充実に努めます。

現状と課題

- まちづくりに必要な情報の発信については、広報たか、町のホームページ、たかテレビ、SNS 等で行っています。
- 住民と行政の双方向の対話については、「町長ふれあいトーク」、「目安箱」等で対応しています。
- たかテレビについては、3区で加入率に差がありますが、住民への周知は進んでおり、老若男女に受け入れられています。今後は、たかテレビの有効活用のため、地域情報はもとより行政情報も充実していくことが必要です。
- 新型コロナウイルスへの対応では、正確かつ迅速な情報提供が求められます。

取り組む事項

●情報の発信体制の強化

- ・広報たか、町のホームページ、たかテレビ、SNS^{*1}、防災行政無線、その他情報通信技術（ICT）を活用して、タイムリーな行政情報、まちの情報の発信に努めます。

●情報の共有体制の強化

- ・情報の適切な維持管理体制を整え、量的にも質的にも十分に公開されることで、多くの住民のまちづくりへの参画と協働の推進に努めます。

●住民と行政の双方向の対話の充実

- ・住民と行政の双方向の対話を充実させるため、町長ふれあいトーク、電子媒体等あらゆる手段を用いて生活に役立つ情報を提供するとともに、住民からの意見を町政に反映できる体制を構築します。

●たかテレビコンテンツの充実

- ・住民ボランティア育成を含む効果的な運営体制を検討するとともに、地域に密着したテレビ局運営（見るテレビ、出演するテレビ、制作するテレビ）を推進します。たかテレビで公開する行政情報の充実に努めます。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------|-------|
| 情報共有体制の充実への満足度 | 73.2% | 70.0% |

【用語解説】

*1 SNS：27P 参照

施策 36 効率的・効果的な行政経営を推進する

基本方針

持続性のある健全な行政経営をめざすため、多可町行財政改革大綱に基づく「第4次多可町行財政改革実施計画」を推進し、行政サービスの向上に努めます。そのために、さらなる人材育成による職員資質の向上、行政評価による地域ニーズの把握と事業検証、民間活力の導入も含めた事業の選択と集中、文書管理の適正化や公有財産等の効率的な活用等を推進し、健全な行財政経営に努めます。

情報に対する保護対策の充実を図り、電子自治体の推進を図ります。行政内部の情報通信技術（ICT）環境の更新や情報セキュリティ対策を進めます。

現状と課題

- 普通交付税等の合併による特例加算の終了期限を迎え、歳出規模の抑制が大きな課題であることから、行財政改革の推進として、令和元（2019）年度に第4次行政改革大綱を策定し、令和2（2020）年度から5ヶ年計画で取組を進めており、適正な財政規模を維持するための施策の見直しや健全な財政運営のための歳入確保、歳出削減への取組が必要です。
- 平成28（2016）年度に策定の「多可町公共施設等再配置計画」に基づき、公共施設等の統廃合を計画的に推進していくことが課題となっています。
- 固定資産台帳と連動した統一基準会計を導入し、財政の見える化を図り行財政経営の効率化を進める必要があります。
- 行政評価については町に裁量権のある事業や新規事業を対象に事務事業評価を導入し、限られた資源の有効活用を推進していく必要があります。
- 窓口サービスでは、令和2（2020）年度に導入したコンビニ収納・証明書発行やアプリ決済の普及や行政手続に関する押印の見直しを促進し、利便性の向上に努めます。
- 自治体における情報セキュリティの強靱化は重要であり今後ますます対策が必要です。
- 個人番号カードの活用による住民サービスの向上について、今後検討していくことが必要です。

取り組む事項

●行政情報システムの整備と業務の効率化

- ・自治体行政の高度化・効率化の実現による持続可能な行政サービスを確保するため、各分野においてAI・RPA^{※1}の利活用も視野に入れた情報システムの整備を計画的に行います。また、令和2（2020）年度に導入したコンビニ納付・証明書発行やアプリ決済などのさらなる利用を促進します。
- ・また、個人番号カードの活用による住民サービスの向上について検討します。

●民間活力導入の推進

- ・新たな行政課題や多様化する行政需要に対し、限られた財源と組織で対応する必要があることから、行政と民間の役割を見直し、行政サービスの維持向上に配慮しながら、効率的・効果的な指定管理者制度の運営をめざします。民間へ移行できることについても検討していきます。

●情報セキュリティ対策の強化

- ・ますます巧妙化しているサイバー攻撃、ウイルス対策等の強化が必要となっており、関係省庁・県と連携して情報セキュリティの強靱化を図ります。
- ・個人情報の取り扱いについて、ルールを明確化し、役場職員の情報セキュリティに対する意識を高めます。

●安全安心な庁舎の整備

- ・合併特例債を用いて、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮し、防止拠点機能も兼ね備えた本庁舎の整備が完了したため、今後は、庁舎管理運用委員会等を通じて日々検証し、住民に利活用し易い環境の維持に努めます。

●健全な財政基盤の確立

- ・地域における適切な役割分担を明確化するとともに、事務事業の徹底した見直しにより歳出削減を図ります。
- ・公共建築物については、評価・検証を進め、統廃合や有効活用を推進することで令和 27 (2045) 年度までに総延床面積を 4 割削減すべく取り組みます。
- ・歳入面においては、税収等の一層の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化、町有財産の売却及び貸し付け等の有効活用を図り、財源の確保に努めます。
- ・財政健全化法及び新地方公会計制度改革に基づき、住民に分かりやすく情報を公開し、透明性の高い財政運営を推進します。
- ・ふるさと納税制度を促進し、自主財源の確保に努めます。

●人材育成の推進

- ・多可町人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、意欲と行動力をもって地方分権型社会で活躍できる人材を育成します。また、人事評価制度を充実させ、職員の意欲や能力を職務に最大限発揮できる仕組みをつくることで、組織の活性化ひいては行政サービスの向上を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-------|------------|
| 実質公債費比率 | 12.9% | 11.5% (*1) |


(*1) 令和 7 年度の目標値

関連計画

- ・多可町行財政改革大綱
- ・多可町行財政改革実施計画
- ・多可町公共施設等総合管理計画
- ・多可町公共施設等再配置計画
- ・多可町定員適正化計画

【用語解説】

*1 RPA : Robotic Process Automation の略。これまで人が手作業により行っていた作業をコンピュータのソフトウェアにて自動化する技術、または製品のこと。

| | | |
|-------|---------------|---|
| 政策 17 | 開かれた役場 | 17 ひろやまのついで 活躍を推進しよう  |
| 施策 37 | 効果的な広域連携を推進する | |

基本方針

生活圏の拡大に伴う行政需要に対応するため、様々な分野にわたって広域行政・地域連携を推進します。そのために、関係自治体と広域的なネットワークを形成し連携を推進することで、広域的課題の解決を図ります。

現状と課題

- 一部事務組合の共同処理については、西脇多可行政事務組合（一般廃棄物収集・処理、新ごみ処理施設整備、斎場、休日急患センター、介護・障害認定審査）、播磨内陸医務事業組合（看護専門学校）、氷上多可衛生事務組合（し尿処理）、北はりま消防組合（消防業務）、兵庫県農業共済組合（農業共済）等で行っています。
- 西脇市、多可町相互の連携と協力により効率的・効果的で安心・快適に暮らせる地域づくりをめざし形成協定が締結された「北はりま定住自立圏構想」の実現に向け、それぞれの政策分野で具体的な協定項目について取り組んでいます。
- また、加西市、加東市、西脇市、多可町による「北播磨広域定住自立圏構想」の形成協定を締結し、圏域全体で定住のために必要な生活機能の確保・充実と地域の活性化に取り組んでいます。

取り組む事項

●定住自立圏構想による近隣市町との連携強化

- ・人口減少や少子高齢化が続く社会背景や地方分権等を踏まえ、各自治体においても地域経営の見直しが求められており、これらを解決するために集約とネットワークによる効果を最大限に発揮し、活力と魅力ある生活圏の創造に取り組めます。

（１）北はりま定住自立圏構想の推進

- ・北はりま定住自立圏共生ビジョンに基づき、西脇市とともに自治体の枠組みを超えた地域課題や広域的な行政需要に取り組むことで、圏域の活性化及び人口の定住化を推進します。

（２）北播磨広域定住自立圏構想の推進

- ・同じ生活圏・経済圏を共有する加西市、加東市を中心市とし、近隣市町である西脇市、多可町が広域定住自立圏を形成することで効率的・効果的な行政システムを構築するとともに、定住に必要な生活機能の確保・充実により圏域住民が快適に暮らせる環境づくりを推進します。

●広域連携の推進

- ・行政需要の広域化に対応するため、国や県との連携・協調を推進するとともに、町単独では解決が困難な問題や広域的な対応が必要な課題については、広域連携を進め、共通課題の解決を図ります。

(1) 広域行政の推進

- ・環境、消防、福祉等、広域的な自治体相互間の連携を強化し、積極的に問題解決を図ります。

(2) 広域的な情報ネットワークの形成

- ・広域市町圏の自治体と連携・協力し、イベント情報の発信等情報ネットワークの形成や各種施設の広域的な相互利用の促進や交流を図り、魅力ある広域圏の発展と交流促進に努めます。
- ・「新たな市町連携のあり方」を検討するなかでAI・RPA^{※1}の合同導入を図ります。

めざそう値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------|------|
| 北播磨広域定住自立圏連携事業により効果のあった事業割合 | 83.3% | 100% |
| 北はりま定住自立圏連携事業により効果のあった事業割合 | 72.2% | 100% |

関連計画

- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・北はりま定住自立圏共生ビジョン

【用語解説】

※1 RPA：87P 参照。